

# 平成25年第1回紀の川市議会定例会 第2日

平成25年 2月26日（火曜日） 開議 午前 9時27分  
延会 午後 3時01分

## ◎議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）のとおり

## ○出席議員（23名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造	24番 西川泰弘	

## ○欠席議員（1名）

3番 原延治

## ○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部次長	森本光	保健福祉部長	藤戸敏成
農林商工部長	歌英樹	建設部長	阪口政弘
国体対策局長	岩原晃	会計管理者	武田雅明
水道部長	今井辰巳	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育委員会委員長	佐野一男	教育長	松下裕
教育部長	西田好宏	総務部財政課長	森本浩行

## ○議会事務局職員

事務局長	永 田 博 敏	次長兼議事調査課長	藤 井 節 子
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	田 中 啓 吾

---

(開議 午前 9時27分)

○議長(西川泰弘君) おはようございます。

開会に先立ち、議会広報用に議会の風景を撮影させていただきたいと思いますので、御了承賜りたいと思います。まず、それをはじめに撮影いたします。

[写真撮影]

○議長(西川泰弘君) それでは定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回紀の川市議会定例会2日目の会議を開きます。

なお、3番 原 延治君より所用のため、きょうとあすの会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、報告いたします。

また、地域振興部長 吉田 靖君が忌引きのため、代理として地域振興部次長 森本光君が出席しておりますので、合わせて報告いたします。

それではこれより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第 1 一般質問

---

○議長(西川泰弘君) 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、11番 寺西健次君の一般質問を許可します。

11番 寺西健次君。

○11番(寺西健次君)(質問席) 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問を始めます。

まずはじめに、新庁舎での業務開始、まことにおめでとうございました。今まで分庁舎方式で、職員の皆さんは分かれて業務をしておりましたが、新庁舎での各部の職員が集まったのスタートであり、今後は各部間で協力し、また応援し、そして時には互いに切磋琢磨をして、紀の川市発展の牽引力となるようになるように期待をしております。

さて一方、議会の議場もこのように大変立派に完成をいたしました。我々議員も、今まで以上に市民の皆様の声がこの議場に届けるよう、一層活発なる議論の展開をしていかなければと思っている次第でございます。いずれにいたしましても、紀の川市は再度の出発であります。したがって、このときに改善すべき点は改善をして、新しくスタートすべきであるとの思いで、今回のテーマとしては新庁舎で業務を開始してと決めて、その4つの観点からお伺いをしたいと思います。

まず、その前に既に報道されておりますが、この新庁舎の概要について、その面積は、また建設費は幾らか、そして合併特例債の活用は、また基金の活用は、そして今、1日にどれぐらいの来庁者があるのか、また南別館も含めて職員は何人ぐらい入っているのか、そのうちマイカー通勤者は何人ぐらいあるのか、お伺いをしたいと思います。

さて、新庁舎で業務を開始して以来、周辺道路では車の通行量が増加しております。周辺地域の配慮や交通事故対策への取り組みについてどうか、まずはお伺いをしたいと思います。

また、この本庁舎周辺は将来的には紀の川市の中心地域となる可能性が高く、その将来を見越しての道路整備についての取り組みについて、お伺いをしたいと思います。

次に2点目として、市民サービス、窓口サービスについてであります。このことにつきましては、私は平成21年第2回定例会において、この当時はこの庁舎の設計の段階でありましたが、市民が届け出にきたときには余り動くことのいらないような庁舎建設を目指すべきであるとの一般質問を提唱いたしました。それに対しまして、当時の総務部長は「特に市民が最も多く利用する窓口業務については、わかりやすく、利用しやすく、機能や安全性に十分配慮し、また全ての部門での市民の方々にサービスを迅速かつ的確に提供することができるように、機能的な庁舎の設計に向けて今後も検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。」との答弁がありました。その検討過程についてはどうだったのか、お伺いをしたいと思います。

また、新庁舎での1階で、今、出生届を出すとするばどのような手続で、どのような経過を経て完了するのか、その実態と所見についてお伺いをしたいと思います。

次に、行財政改革についてであります。かつて、行財政改革が推進され、市町村合併が進み、人件費の削減が叫ばれたときには、議員が一番先に議会定数削減を行い、さらにことし下半期に予定されている紀の川市議会議員選挙においても、定数が24人から22人と2名削減したところであります。

一方、市の職員についてであります。市の職員の削減経過と新たな平成29年度の目標に向けての削減への取り組みについてお伺いをしたいと思います。

次に、公用車削減についてであります。新庁舎が業務開始時には相当削減できるとのことでありましたが、その経過についてお伺いをしたいと思います。

次に、綱紀肅正についてお伺いをします。昨年12月27日にまことに残念なことはありますが、紀の川市の不祥事が新聞報道されました。役員の件も含めまして、今までに不祥事がやや多過ぎるのではないかと思います。真面目に頑張っている市民の皆さんからみれば、大変憂鬱な思いをされているのではないかと思います。紀の川市発足以来、職員の皆さんへの研修も実施されているようではありますが、その研修の過程とまた今後の綱紀肅正への取り組みについてお伺いをしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。それでは総務部からお答えさせていただきます。

まず、新庁舎の概要についてお答えをいたします。

平成22年10月から工事を進めてまいりました市役所の新庁舎本体が完成し、平成25年1月4日より業務を開始しております。あとは、旧庁舎の取り壊し工事、新庁舎と南館をつなぐ大庇設置工事、新庁舎と生涯学習センターをつなぐ連絡橋の設置工事などを残すのみとなり、本年7月末の竣工を予定しております。

これまで5つの庁舎に分散した組織体制が抱えるさまざまな問題点を解消し、市民サービスの向上を図り、行政効率を高めるとともに、多様化する市民ニーズに的確にこたえる機能と高度情報化に対応した機能を備え、また近い将来起こる大規模地震にも対応できる庁舎として整備を行いました。

屋内空間としては利用しやすい1、2階に窓口部門を集約するとともに、市民ロビー、情報コーナーや市民共同スペースなど充実した市民利用スペースを準備し、多様な市民活動の受け入れが可能な施設としております。

また、防災拠点としての配慮は免震構造を採用するとともに、電力引き込みの二重化や発電機によるバックアップ、水や燃料の備蓄、雨水の利用、汚水貯留槽の設置などにより、災害時においても機能を維持する施設整備を行っており、また自然エネルギーを活用したエコ庁舎が実現できる施設となっております。

施設の規模といたしましては、鉄骨づくり地上7階、地下1階建て、高さ34.2メートル、面積1万3,495平方メートル、4,082坪です。

建設費用につきましては、新庁舎本体建設費40億7,493万8,000円、その他周辺整備費5億9,121万円、合わせて46億6,614万8,000円。

財源内訳につきましては、合併特例債が30億7,650万円、新庁舎建設基金から15億6,180万円、和歌山県補助金45万円、一般財源は2,739万8,000円でございます。

また、新庁舎への来庁者数ですが、2月20日から2月22日の3日間、総合窓口でカウントした数字を申し上げますと2月20日が591人、2月21日584人、2月22日573人で集計してございます。

続きまして、新庁舎周辺道路の状況に関連する幾つかの御質問にお答えさせていただきます。

まず、本庁内での職員数でございますが、平成25年1月で特別職と一般職を合わせまして418名、臨時職員や社会福祉協議会職員などが105名、合計523名が勤務しております。このうち、マイカーによる通勤者は444名でございます。マイカー通勤者による交通量増加による周辺地域への配慮と交通安全対策としまして、現在実施しているのは通勤時における庁舎周辺交差点対策として、右折だまりのない交差点におきましては原則右折禁止を徹底するとともに、抜け道等道幅の狭い道路の通行禁止、また大井寺池駐車場等本庁舎間の走行につきましても、大井寺池堤の下から東側駐車場を通過して通勤することとし、周辺地域の方に御迷惑をかけないようにするとともに、交通安全にも配慮を行っております。

続きまして、市民サービスへの取り組みについて、寺西議員、平成21年6月定例会におきまして、当時の総務部長がお答えして以降についての取り組みについてお答えさせていただきます。

まず、新庁舎の基本方針の1つとして市民利用の立場に立った使いやすい庁舎を基本に、窓口体制につきましては平成21年度に各課ヒアリングを実施し、十分な検討を重ねた結果、ワンストップサービスよりも質の高いサービスが提供できる従来どおりの窓口サービスを実施することになりました。その後、窓口担当職員で構成する窓口環境整備検討部会を立ち上げ、新庁舎のコンセプトである「市民が利用しやすい庁舎」となるよう、特に市民の利用頻度の高い窓口業務のある課を1階と2階に集約をしております。

また、案内板などの誘導表示にはわかりやすいデザインや数字を使うことで来庁者に使いやすい配慮を行っております。

続きまして、行財政改革の観点から職員削減目標に対する経過とその取り組み、また公用車削減の取り組みについてでございます。

本市では、平成23年度より平成27年度までの5年間に於いて定員適正化を図る上で原則7名の補充とした第2次職員適正化計画を進めており、平成25年4月時点では職員数は599人となる見込みであります。この数字は、職員適正化計画の平成25年4月の数値目標でございます624人に比べ、25人早いペースで進んでいるとともに、今後も定年退職者に対し、原則7名補充を維持した場合、後期基本計画の最終年の平成25年4月の職員数は546人となる見込みとなっております。

今後もさらなる職員数の削減が課題ではありますが、本市の適正職員数を何人とするかは新庁舎が完成し、業務が開始されたばかりでもありますので、最低でも1年程度の各課の状況をみたま上で適正職員数を算出する必要があり、今後の検討課題でございます。

続いて、公用車削減の取り組みについてお答えいたします。

市の公用車台数については、平成25年3月末の見込みで消防自動車130台を合わせ、合計352台を保有しております。平成23年の3月定例会におきまして、寺西議員の御質問にお答えいたしました361台と比較しますと、全体で9台の削減となっております。

当時、平成25年1月1日現在の計画として335台、全体として26台の削減というお答えをさせていただいておりますが、本年度から地域包括支援センターの直営化による13台の増加、昨年度の排水ポンプ車2台の購入、JA紀の里から巡回バス、2トンダンプ、道路パトロール車3台の御寄附があり、こういった特別の増加分を差し引くと計画どおり27台の削減となっております。今後、平成25年度の1年間の公用車の稼働率等を徹底調査し、適正、必要な台数を把握した上で、さらに台数の削減に努めてまいります。

最後に、職員の綱紀粛正についてお答えさせていただきます。

昨年、地籍調査業務に絡む市職員の不祥事案について、まずこの場を借りて改めて深くおわび申し上げます。

御質問の綱紀肅正について、地方公務員法には「全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。また、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。さらに、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の無益となるような行為をしてはならない。」と規定されております。このような規定を受けて、本市では紀の川市職員服務規程、紀の川市倫理規則、紀の川市研修規定を制定し、綱紀肅正に努めているところであります。

しかしながら、紀の川市が発足してから職員等の不祥事案が多く発生していることにかんがみ、平成24年4月1日から監察監1名を雇用して綱紀肅正を図るべく、対応に努めているところであります。

再発防止の対策としましては、監察監を講師に臨時職員を含む全職員を対象に公務員倫理についてと題して、紀の川市職員倫理規則をもとに研修を実施し、今後におきましても全職員を対象に監察監の指導に従い、公務員倫理についての研修を重ね、綱紀肅正に努めていきたく計画をしているところであります。

なお、幹部職員には毎月1日に開催しています朝礼等の機会に、また一般職員には庁内LANによる掲示板を利用するなどにより、全職員に対して綱紀肅正を訴え、不祥事等の再発防止を図っているところでございます。

以上で、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） おはようございます。それでは、私のほうから本庁舎周辺道路の先ほど現状及び道路整備の方針という大きな質問をいただきました。

現在、本庁舎周辺では庁舎南側に東西方向の市道東国分赤尾線、庁舎東側には交差点を起点に南方向の市道上野庁舎前線、北方向の市道東大井四日市線がございます。東国分赤尾線は現在2車線で、本庁前から西方向の県道中三谷下井阪線までは歩道が整備されてございますけれども、本庁前から東方向は歩道がまだ現在、未整備でございます。また、上野庁舎前線及び東大井四日市線は、現在まだ未改良で、歩道も一部のみとなっております。

現在、このような状況の中で、新庁舎建設に伴う交通量の増加対策につきまして、上野庁舎前線の打田中学校の南の信号交差点から東大井四日市線、今できてます大井寺池跡地の駐車場付近までの約700メートルの区間を2車線、また歩道つきの整備を行うべく本年度より予備設計を行ってございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） おはようございます。それでは、私のほうから新庁舎の業務を開始してということで、出生届を例にとりましての対応等につきましてお答えさせていただきますと思います。

出生届が完了するまでの手続につきましては、戸籍システム、機械上でございますが、に反映する期間等に約1週間程度を要してございます。住民基本台帳システムの入力につきましては、約15分程度要します。住民基本台帳システムへの入力完了してはじめて他の電算システム、いわゆる市で使っております電算システムの各情報へ反映することができることとなってございます。

それと、出生届とともに手続が必要な業務につきましては、児童手当のことは子育て支援課、本庁2階でございます。赤ちゃん訪問のことは健康推進課、南別館1階となっております。さらに子ども医療、それから国民健康保険のことにつきましては国保年金課、本庁1階でございます。で、それぞれの手続が必要となっております。

それで、現在につきましては住民基本台帳システムへ入力する間に、子育て支援課から健康推進課へ、それから健康推進課から国保年金課へ回っていただき、最後は再び市民課へ戻ってきていただくという形をとってございます。その際には、親切丁寧な対応を心がけておりますが、それにつきましてはそれぞれの今後必要となってくる担当課を覚えていただくという意味を含めまして、御案内をさせていただいてるところでございます。

昨年4月から本年1月までの出生届の件数につきましては、紀の川市全体で349件、そのうち本庁で受理いたしました件数につきましては197件で、全体の56%となっております。

今後、市民の皆様には極力不便をかけないよう、職員の対応につきまして指導を行い、より一層、住民サービスに努めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（質問席） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、周辺道路の情勢についてでございますけども、急激に車が増加しておる現在の中において、やっぱり1日でも早く完成をするように心がけていく必要があると思っております。また、この周辺については中学校もあり、また農協もありスーパーもあるという状況の中で、歩道が大変重要ではないかと思うわけでありまして、歩道の整備も早急にしていくべきではないかと思っております。

次に、市民サービスについて、窓口サービスについて答弁がありましたけども、今の答弁を聞いておりますと、まず市民の方が1階の市民課へ来て、そして出生届、いわゆる戸籍上の届けを出して、そして2階へ行って、2階からまた1階へおりて、そしてこの本庁舎を出て、いわゆる南別館の健康推進課へ行って、そしてまた帰ってきて1階の市民課へ届けを出すというようなことございまして、市民の皆さんにとっては特に寒いときなどにおいて、あちらこちらという窓口に行かなければならないという状況でございます。

私はなぜこのように執拗に市民の方が動くことのいらぬようにといたしますと、これは

支所へ出したら、支所の職員の皆さんが近くに集まってきてくれて、そしてその場で対応ができるわけがあります。だから、こういう手続については支所へ出したらええやないかというようなことになるかも知れませんが。じゃあ、この周辺の方は、あるいは打田の方はというようなことになってくるわけでございまして、ぜひとも、この本庁舎においても市民の方が動くことのいらぬような対応をしていくべきではないかと思っております。

それから、行財政改革についてでございます。我々は分庁方式でスタートいたしました。そういう中において、分庁方式において非常に行財政的なロスが見えてきた中で、年間2億円ぐらいのロスがあるということでございます。それであれば、行財政改革の一環としても、やはりこの本庁舎を建てるべきであるという結論から今日に至ったわけでございます。じゃあ、この本庁舎を建てて、どれだけぐらいの建設効果があるのかということについて、お伺いをしたいと思います。

それから、4番目の綱紀肅正についてでございますけれども、平成17年ごろには和歌山県においては、大変あちらこちらということで町村合併が進みました。我が紀の川市においても5町が合併して紀の川市となったわけでございます。しかしながら、町が合併をして市になったのは紀の川市だけあります。そういうことの中において、大変若い市でありまして、いろいろな経験を得ながら充実した市になっていくのではないかと思うわけがあります。そういう中において、職員の皆さんもほかの市と交流をする、あるいはほかの市の職員と研修をするというようなことも考えてみてはどうかと思うわけでございますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（自席） 新庁舎建設に伴いまして、道路整備は早急に対応すべき事業ではございますが、周辺地域の影響も勘案の上、庁舎の建設時期と重複しないよう配慮し、本庁東側の上野庁舎前線、東大井四日市線、それぞれの整備につきましては本年度に予備設計、平成25年度から社会資本整備総合交付金事業として詳細設計を行いまして、車道の2車線化と両側には2.5メートルの歩道設置を計画してございます。

その後、用地、補償と地域の皆様に御協力を得ながら、平成27年度の完成を目指して頑張っておりますと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（自席） 再質問の市民が動くことのいらぬようなサービスということで、職員が動き、来庁者を動かさないというサービスをするということにつきましては、他の部署から担当職員が来てすぐに対応できる内容であるかどうかということも判断しなければならない場合もございます。

それで、出生届に限らず、転出転入などの手続が複数の課にわたる場合がございますが、来庁者が困っている場合には窓口で業務の内容を聞いた上で関係職員に連絡をとり、状況

に応じた柔軟な対応をしているところでございます。特に高齢者や体の不自由な方、小さな子供づれの方につきましては、遠く離れている課から担当職員が出向くように連携をとり、できる限りお客様が動かなくても済むように努めてまいりたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えいたします。

まず、本庁舎での業務開始による削減効果についてのお尋ねでございますが、新庁舎の建設を検討する際に現在の本庁方式分散型での経費の試算を行いまして、年間で庁内会議や事務連絡等での庁舎間の移動に伴う人件費、公用車の燃料費、支所庁舎の維持費及び借地料等で約2億円の無駄が生じていることを試算いたしました。

本年1月4日から新庁舎に職員が一堂に集まり、分散化が招いた庁舎間の移動に伴う非効率的な人件費等、約1億円につきましては予算上には反映しませんが、本庁舎建設効果として削減できると試算しております。また、改革半ばではありますが、支所の移転等に伴う維持管理費等につきましては、平成25年度当初予算では約4,500万円の削減を行っております。

今後、適正な人員配置による人件費の削減を図り、行政組織のスリム化に取り組み、市民サービスを向上させるため、さらなる行財政改革に取り組んでまいります。

次に、職員間の交流、他の都市との交流を深めてはどうかということでございますが、職員間の人事交流につきましては、現在、半年間の自治大学への研修、それからアカデミー研修等に参加し、受講した各市の職員間の交流を深めているところであり、各市との情報交換が市の発展に寄与していくものと考え、今後も機会があれば積極的に参加するべく計画をしていくところでございます。

職員の資質向上については、最も大切なのはまず職員みずからが気づき、みずからが変わろうとする意欲を持つことであり、まだまだ徹底した人材育成が必要と考えてございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 副市長 田村 武君。

○副市長（田村 武君）（自席） 今、寺西議員からの御質問の市民サービスについての件で、私のほうからも追加して答弁をさせていただきたいと思っております。

議員もおっしゃられるように、庁舎が完成し、新しい建物で仕事をしていく中で市民から「建物が新しくなったが、職員は変わってない。」と言われないように、以前にも増してこのような対応がよくなったと言われるようなことになっていきたいと。そのためには笑顔で対応し、また親切丁寧な対応を心がけるよう、朝礼、また庁議において職員にも指示をしているところでございます。

議員が言われますとおり、1カ所において用事を済ませられるように対応することにつきましては、できるだけそういうような形で対応をしていきたいと考えてございますが、

内容によってはそういう場合もかなわぬ場合もございます。できるだけ1カ所で対応できるようにしていきたいなと思ってございます。

特に、お年寄りや障害を持たれている方、また妊婦の方におきましてはよりきめ細かな対応を心がけるよう、今後も職員に徹底していきたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ございますか。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（質問席） それでは3回目でございます。

今、田村副市長から答弁をいただきました。やっぱり、私も同じようなことを考えておりました。特に職員の皆さんが新庁舎で業務を開始したところでございますけども、職員の皆様については庁舎が大変立派なので、やっぱり中に入る職員も変わらなければならないという認識が広がってきております。そういう中において、このことは職員の皆さんだけではなく、我々議員もそうでありますし、関係者全員、このような事を考えていくべきであると思っております。

それで、これを機会に関係者が人間を磨き、人格を磨き、そして綱紀肅正に努め、この庁舎と同じように、今までよりも一歩前を行く紀の川市をつくることこそが、庁舎の建設効果であると思っております。

最後に市長にお伺いをしたいと思います。

この新庁舎での業務開始についての抱負と、それからこの4つの項目の見解について市長に答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 寺西議員の御質問にお答えしたいと思います。

公用車並びに削減等につきましては、総務部長から回答のあったとおりでございます。できるだけ無駄な車を少なくしていくということが基本でありまして、今後もそれに努めてまいりたいと思っております。

あと、新しい庁舎、1月4日から業務を開始しておるわけでありまして。支所機能については、那賀、粉河、桃山、貴志川については残していくということではありますが、いろいろと支所管内の皆さん方には迷惑のかからない、日常業務に事欠かない、それが基本ではないかなと思っております。

そういうことで、ほかの各部がここへ集まって、新しい庁舎、1カ月余り経ちますけれども、私も全部把握してない状況であります。それと同時に市民の方が本庁へ業務に来られた、いろいろ聞いております。市民の方から。入って、どこへ行っていいかわからないとか、見えにくいとかいろいろ話がございます。

それと、まだ全部が完成したわけじゃなく、従来の打田の役場を撤去して、この本館から保健センターのほうへの渡り廊下をはじめ、7月にやっと完成をするわけでございます。

玄関も変わってくるわけでありますが、そこらあたり、利用しながら変えていかなきゃならないというんですか、配置がえというんですか、市民の皆さん方に使い勝手のいい市役所にしていかなければならないし、それに対応できる職員の綱紀肅正をはじめ、いろいろと建物だけではなく職員も変わったなど言ってもらえるような市役所の中身でなくてはならないと思っておりますので、議員各位、また市民の皆さん方にも御協力をいただいて、そういう明るい、住みよい地域づくりの核である市役所をつくっていただけるところでございます。

○議長（西川泰弘君） 以上で、寺西健次君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、20番 坂本康隆君の一般質問を許可します。

20番 坂本康隆君。まず文化財の保存計画についての質問を願います。

○20番（坂本康隆君）（質問席） はじめての真新しい議場で、きょうは2番手に質問させていただきます。非常に緊張しておりますので、お許しいただきたいと思っております。

今、議長からお許しいただきました。一番最初の文化財の保存計画について、質問をさせていただきます。

文化財は、市民共有の財産として国や県、地方伝統文化の長い長い歴史の中で生まれてまいりました。そして守り、伝えられております。貴重な文化遺産、観光資源、そして観光の名所として活用し、地域振興につなげるべきものと思っております。

紀の川市には代表する、国重要文化財は粉河寺の源氏絵巻と鞆淵の八幡神社のみこしの国宝級が2件ございます。そして、紀伊国分寺の史跡、また名手本陣の史跡、建物等、それから桃山の三船神社の建物等、紀の川市の国指定重要文化財は12件指定を受けております。

今回、特に名手宿本陣の保存計画についてお尋ねをいたしたいと思っております。

名手宿本陣とは、中世のころ、名家だった妹背家の住宅と江戸時代の役人の駐在所で、郡役所の跡を合わせた約1,000坪の敷地に建てられております。郡役所といいますと、この紀の川流域の収税とか奉行所の役人さんが来て、罪のある人を裁いたり、そういう役目をしていただいております。また、江戸時代に紀州徳川家の藩主が参勤交代で同住宅に宿泊をいたしました。そのことから名手宿本陣と呼ばれるようになったと聞いております。

妹背家は正徳4年の火災で一度は焼失いたしました。1714年、今から300年前だと思います。そしてまた、徳川宗直を迎えるために4年後の1718年に新しく再建されたと聞いております。旧大和街道に面する遺構としては歴史的な価値が高く、昭和45年に国の重要文化財に指定されて、また国の史跡にも認定をされております。

約10年ほど前から土塀の損傷が激しく、修復するとともに、防災消火設備、文化財は火事が一番怖いということで、防災の強化設備をしていただきました。それから、あの周辺に車をとめるところがないということで、来客用の駐車場も完備していただきました。

妹背家は、もう御承知のとおり、有吉佐和子さんの映画、テレビ、ドラマ化した華岡青洲の妻かえの実家でもございます。また、舞台公演のあるとき、映画、テレビに出演する前には必ず現地での役がらのイメージを高めるために当時の若尾文子さん、杉村春子さん、あるいは水谷良重さん、江守徹さん、和久井映見さん、田中好子さんなどは、必ず名手本陣に訪れてイメージをつくっていたと言われております。紀の川市の誇れる観光の名所として活用できる名手宿本陣であると思っております。

近ごろ、敷地内の妹背家、個人所有の土地が市に寄贈されたと聞いております。そのために大和街道に面する元馬長屋のあたるところ、4軒長屋の解体工事が進められております。聞くところによりますと、当分の間、予算が厳しいので仮の塀で周囲を囲んでおく、そんなことを言われておるようです。

でも、第一次長期総合計画にも旧名手宿本陣については、その価値を広く市民や利用者に伝える役割を担っているという位置づけをされております。美観を欠いたまま、仮の塀で囲み、長い期間計画を待つより、この機会に何とか厳しい中、予算確保に頑張っていたら、名手宿本陣保存整備に積極的に取り組んでいただける考えはないのかどうか、お尋ねをいたします。

第1回目の質問を終わります。答弁よろしく願いいたします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） おはようございます。坂本議員から名手宿本陣の保存計画について御質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

質問の中にもありましたように、史跡旧名手宿本陣並びに重要文化財旧名手宿本陣妹背家住宅は、昭和44年3月12日付で重要文化財の指定を受け、翌昭和45年4月2日に旧郡役所を含め、史跡の指定を受けています。日本全国には本陣と呼ばれる地名や場所、建物が残っていますが、重要文化財としての本陣の呼び名をつけた建造物は全国で7件のみであり、また本陣の遺構が残された史跡指定を受けているのは5件となっております。

その中であって、史跡地内に重要文化財が残っているのは全国的に見ても会津若松市の旧滝沢本陣に並んで2件のみであり、本市の名手宿本陣は文化財的に非常に価値のあるものであります。

次に、整備の経過について御説明申し上げます。

平成20年度に名手本陣整備検討委員会を立ち上げ、平成21年度には大学の学識者とつながる名手本陣保存整備委員会を立ち上げ、紀の川市としての旧名手本陣保存整備計画の策定を行っております。さらに平成9年に解体され、保存されている郡役所部材整理を行うと同時に用地を購入して駐車場も整備しております。平成22年度には、消火設備を整備しております。また、個人所有となっていた史跡の一部の御寄附をいただき、史跡地全てが市有地となっております。平成23年度には土塀修理、平成24年11月8日には寄贈された長屋の立ち退きが完了し、これに伴い本年1月24日から長屋部分の取り壊し

に着手しているところでございます。このように年次別に順次整備を進めている状況でございます。

現在、行っております長屋の撤去については、平成24年度中に完了し、周囲に仮設の塀を設置いたします。平成25年度には、建物撤去後の敷地について発掘調査を行い、発掘結果に基づき今後の整備を検討するとともに、整備後の利用についても協議してまいりたいと考えているところでございます。また、隣接する郡役所の整備につきましては、名手本陣保存整備活用計画にありますように、復元も視野に入れた中、整備をしていきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、予算の伴うことであり、文化庁及び県から補助金の確約をいただいた中で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

20番 坂本康隆君。

○20番（坂本康隆君）（質問席） ありがとうございます。名手本陣は、今現在、所有されていた妹背せいさんという94歳の方が岬町のほうにお住まいをされて、今度、紀の川市に個人所有の土地150坪ほど寄贈させていただいたということで、それで全部環境が整ったということなんです。

この妹背せいさんにも一つわけがございます。この方、皆さん御存じのようにここ3年程前にNHK大河ドラマで「篤姫」をごらんになったと思うんですけども、その中に薩摩藩の小松ただながという侍さんがおりました。その御先祖が兵庫県の龍野城主の脇坂淡路のかみ、忠臣蔵でよく名前を聞かれると思うんですけども、そこへ嫁がれて、そのひ孫になるそうです。薩摩へ行ったときも地元の映画の最中には、この妹背せいさんも本当に歓迎してくれたとそんな話もあります。そういう立派な方が名手本陣の所有者ということになってますので。

先ほどお話あったとおり、名手本陣もそういう有名人がたくさん来られて、これからはそういう観光資源としてうまく活用していけば、もっと立派な地域の活性化につながっていくのではないかと。この保存計画の中にも事細かく計画の活用方法を書きいただいています。いろいろと地域の方々が集まって、そこでイベントなんかもしたらどうかということなんですけども。

これは実現できるかできないかわかりませんが、先ほど言った有吉佐和子さんの遺品が東京にあるそうです。その遺品を紀の川市で展示できないか。文学館みたいな、本陣の中のどこか一部へそういうものを確保できないか、そんなことも考えていけば名手本陣の活用も出てくると違うかなとそんなことも考えております。

教育長、そのことで私の考えを述べさせていただきましたので、ちょっと感じたことがありましたら御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） お答えさせていただきます。

御寄附いただいた方の御厚意については、私ども十分に受けとめさせていただいております。なお、議員御呈示いただきました今後の利活用については、幅広く教育委員会としては考えてまいりたいと思っております。教育委員会を中心に、ピンクリボン担当の健康推進課、及び青洲の里を所管しております農業振興課等、市内の関係各部署とも幅広く連携を図りながら、利活用に努めてまいりたいと思っております。

しかし、いずれにいたしましても地元の方々、並びに市民の皆様方からの御協力、御支援が重要となりますので、議員の皆様はじめ御支援、御協力賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 文化財の保存計画についての質問はありませんか。

〔坂本議員「なし」という〕

それでは、続いてピンクリボン運動啓発についての質問を願います。

20番 坂本康隆君。

○20番（坂本康隆君）（質問席） 次に、ピンクリボン運動啓発についてお尋ねをいたします。

ピンクリボンの運動は、全国で紀の川市が自治体で初めてであると聞いております。そういう中で、平成20年に紀の川市ピンクリボンキャンペーン推進本部を立ち上げ、市長さんが本部長で、今、健診率を高めるための運動を展開していただいております。世界ではじめて全身麻酔による乳がん摘出手術に成功した華岡青洲先生の偉業を地域に継承し、乳がん撲滅を目指し、乳がんの早期発見、乳がん検診の検診率を高めようと取り組んでおられます。

過去の紀の川市の乳がん検診率は、平成19年に36%、平成20年度39.2%、平成21年度には42.8%、平成22年度には43.7%と上昇傾向にあります。乳がん検診のPR、自己検診方法の指導、また講演会等の開催等の啓発活動効果が非常によくあらわれていると思います。

ことしの紀の川市の1月の広報をごらんになったと思うんですけども、ここにもトップに乳がんキャンペーンの東大の医学部の中川先生の記事が掲載されて、中学2年生を対象に授業をされておることが非常に喜ばしいことでございます。若い人たちから順番につんでいくということが効果的になると思います。そういうことで、ことしはやる気があるんやなというそんな感じがいたしました。

そういう中で、私を感じることもなんですけども、せっかく頑張ってきていただいているのに少し感じる場合がございます。何か活動で、最近迷いが出てののかな、そんな感じもいたします。それは検診率が先ほど上昇したと言いますけども、昨年あたりからまたとまっている、何か横ばい状態ではないかなと。そしてまた、講演会の中川先生とかいろんな講演会の入場者も少し以前よりは減ってきてるのと違うかなと。そんなことも感じております。

そしてまた、このバッジ、あるいはペン、それから車のステッカー、こういう募金を含

めた販売の売り上げも少しずつ落ちてきているのと違うかなとそんな感じがするんですけども。これはまだまだ、いろんな方法でやり方もたくさんあるし、頑張ればもっともっと広がっていくと思います。

ちなみにこのバッジをつけているのは、関係者の人がつけております。議員さんとか職員さんとか。でも一般の方はこれを買ってもつけてくれないんです。女性の方は服に穴が開くとか言って、割と洋服にはついてない感じがします。そういうことで、ペンも普及がされてない感じなんですけれども。

車のステッカー、これは僕一番重要に考えたらいいかなと思います。車のステッカーは若い人からお年寄りまで、必ず1台後ろにはっていただいて、協力してよという呼びかけを起こしていけば、もっともっと販売グッズも購入量がふえてくるんじゃないかな。そしてまた、新しい携帯のストラップとかいろいろあるんですけども、そういうグッズも開発して新しい方向も考えていけばいいのと違うかな。

たまたま、たま電車の和歌山電鉄なんかいろいろなアイデアを毎回毎回、次から次へと出して貴志川の電車のために一生懸命、アイデアや話題を講じております。たま電車とピンクリボンが紀の川市の一番看板というんですか、目指すところが大きい。そこにたま電車の企業努力、あそこにいろんなヒントがたくさんあると思うんです。これを見習って、ピンクリボンあるいは青洲の里の運営にも役に立てていけたらなと。これは青洲の里へ置いてるんですけども、目立つコーナーがないので目立たない。もっと空き部屋を利用して、たま電車のグッズのコーナーを大きくするとか青洲のピンクリボンのコーナーをもっと目立つようにするとか、そういう場所があれば、そこでショップ化してやっていく。それから、支所なんかの公共施設にも順番に販売をしていく。販売してるところが少ないんです。本庁並びにカウンターにちょっと見れるような、購入できるような目立つようなこともやっていけば、もっともっと運動が高まってくるのと違うかなと思います。

そういうことから、青洲の里へピンクリボンの、ホームページにも載ってございましたけども、今は行政が中心に事務局をやっておりますが、行く行くは参加者にもそういう運動を移していきたいとそんなこともホームページに書かれております。一番、量を得られるのは華岡青洲さんの青洲の里を拠点にやっていけば、そして運営やら相乗効果がたくさん出てくると思います。

年間プログラム、今は青洲の里で七草粥とか青洲まつり、年に2回ぐらいしか大きなイベントがないんですけども、その間にいろいろとピンクリボンサイクリング、上野議員がサイクリング協会の会長さんをしておるんですけども、聞くところによると紀の川市の堤防がサイクリングの認定コースになったと聞きました。それから青洲の里へ入っていたり、ノルディックというウォーキング、ああいうものもあそこでやったらどうか。いろんな団体の方が青洲の里に注目をしていただいております。

そういうことの中で、民間の団体と連携したり、また食育の料理を研究したり、子どもたちの体験学習、野外活動なんかにも提携したりしながら、年間の行事をもう少し多くし

て集客力をつけていけば、もっともとお互いに効果が出てくると違うかなと。そんなことを考えております。そういうことで、青洲の里をピンクリボンの拠点に考えてはどうかなと思います。

そしてもう1点、農林部にも相乗効果ということの中で、今後運営の厳しい中でございますが、青洲の里の運営をどう考えているのか、御質問させていただきたいと思っております。

1回目の質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） おはようございます。それでは、私のほうから坂本議員からいただきましたピンクリボンの運動。まず、現在までの啓発の状況並びに進捗状況、ほとんど議員が御質問の中でお話しいただいたんですけれども。重複する部分があるかわかりませんが、お許しさせていただきたいと思っております。

先ほど議員もおっしゃられましたように、平成20年から華岡青洲先生の業績にちなんで、乳がん撲滅に向けて早期発見、早期治療、また検診受診率の向上を目指しまして、市長を筆頭にピンクリボンキャンペーン運動を推進して展開してまいりました。

実行委員会の皆さんにも大変御協力をいただきまして、毎年がん検診の啓発講演会の開催や主催の各種イベントでこのコーナーを設けて啓発活動等に取り組んできたところでございます。

今年度におきましても、先ほど議員からもありましたように、紀の川市の健康づくり推進アドバイザーという形で、東大の医学部の中川恵一先生、この先生はテレビにも出演されている大変人気のある有名な先生なんです。この先生が講演に来ていただいたのをきっかけに、紀の川市の健康アドバイザーを受けようということで、大変ありがたいお話になりました。それからの流れでことしは紀の川市の中学2年生の生徒さん、630人余りあるんですけども、この方々を一同にホールへ来ていただいて、「世界一受けたいがんの授業」というのをやりました。大変、積極的に各学校とも生徒さんが質問したり、楽しい会になりました。非常によかったなと思っております。

また、啓発の折には募金を募っておるということで、先ほど議員からも言われたような記念のバッジとかその他オリジナルグッズをお渡しして、それで募金をいただいているということで、ピンクリボンの今後の事業展開にもこれを活用していきたいなと思っております。

また先ほど、これも5年が経過して、はじめはよかったんだけどだんだんだんだんマンネリ化してきているような気がするよという万人の御指摘でございます。確かに受診率というのも少し頭打ちになりつつありますし、こういう講演会等々いたしましても、なかなかお客さんによっていただきにくいような状態にもなってる。我々の周知も至らんとところもあるのかもわかりませんが、やはりちょっと慣れてきたのかなという気もあります。いま一度見直ししながら、ちょっと奇抜な展開もしていかなあかなということで、我々も

感じてるところでございます。

先ほど御指摘いただいた車のマグネット、ピンクリボンのシールのようなものです。これなんかも言われるように、なお一層、こういうのもありますよということで展示する場所等もふやして、今後展開していきたいなと思っておりますので、きょうは傍聴の方々もたくさんお見えですし、また議員さん方も何かお気づきのことがありましたら、我々に教えていただいて、大きな輪を広めていきたいなと考えているところでございます。

今後におきましては、これらのことを意識しながら広く知識を広めて、またがんのことをよく知って、乳がんだけじゃなしに全体のがんへも波及させていきたいと考えております。

定期的に検診を受けることをきっかけづくりといいますか、浸透させていきたいなと思っておりますので、各種団体とか、またがんの拠点病院になっております那賀病院、その辺も協力を今後ともお願いして、一緒にやっていきたいなと思っております。

行政と市民がともに力を合わせて啓発活動に取り組んでいけるような運動を展開していきたいと思っております。

また、先ほどの中学生の授業も大変よかったという好評もいただいておりますので、教育委員会にもお願いして、いろんな形で続けていけたらなと思っております。

次に、青洲の里という御提言もいただきました。拠点にということでございますけれども、ピンクリボンキャンペーンは世界に誇る華岡青洲先生の生誕地であるという、紀の川市を全国に発信するという、もう一つの大きな目的がございます。先ほど議員もおっしゃられてましたように、健康サイクリングとかいろんなピンクリボンにつなげていけるような活動も広めながら、青洲の里をPRしていく中で、青洲の里のスタッフとともに行政がかかわりながら、ピンクリボンキャンペーン運動がなお一層広く展開していけるように取り組んでいかなければならないと思っております。

青洲の里での各種イベントの開催や展示販売などの新たなアイデアについて、青洲の里、また関係部署と連携しながら考えていくとともに、地域の方々のアドバイスもいただき、力もお借りしながら啓発活動に取り組んでいきたいなと思っておりますので、今後とも御指導よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、私のほうから引き続いてピンクリボンキャンペーン運動啓発について、青洲の里を啓発拠点にするとより相乗効果があると思うが、その考えはということで、私ども青洲の里を所管しております。その立場からお答えを申し上げたいと思っております。

公益法人制度改革に伴いまして、青洲の里は本年4月より公益財団法人から一般財団法人に組織形態を改めてスタートすることになっております。

主に変更される内容は、税制面では営利法人と同等の課税となるほか、みなし寄附金の

制度がないので収益事業の利益は、原則、全額課税されることとなります。一方、事業の収益、費用についての制限は、公益目的支出計画で策定した実施事業のみが公益部門となり、いわば事業活動は自由化されることで、法人運営の自立性がより厳しく求められることになるのが大きな特徴点として上げられます。

移行申請するに当たり、新定款では公益事業を明確化するために、目的において華岡青洲先生の業績を顕彰する事業を掲げ、事業実施においては華岡青洲先生の業績を後世に伝えるため、遺品その他の資料保存及び公開に関する事業を新たに盛り込んでおりまして、青洲先生あってこそその青洲の里を強く印象づけるものとなってございます。

このことからすれば、青洲の里は市が推進するピンクリボンキャンペーンの拠点施設であるともいえます。以前より啓発ポスターの掲示、グッズ等の販売と募金の協力、来場者への説明などを通して御協力をいただいておりますところではありますが、さらに施設の有効活用を図り、新たなキャンペーンの運動の展開を、またイベントを工夫していきたいと思っています。

先ほど、議員からもピンクリボンのサイクリング、またノルディックウォーキングや民間、また食育の拠点としても、私どもも所管しております。そういう新たなキャンペーン運動の展開、またイベント等々も検討しながら、青洲の里も一緒になって私どもも努力しながら、減少ぎみの集客に歯どめをかけ、お互い知恵を出し合い、ひいては財団法人の経営改善につながるよう連携強化の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ございますか。

20番 坂本康隆君。

○20番（坂本康隆君）（質問席） 御答弁いただきました。ありがとうございます。

再質問というよりも、青洲の里、ピンクリボンあるいは福祉、教育、子どもたちの青少年の野外活動、体験活動、また民間の団体の方々と連携をした中で青洲の里を見直していけばいいのになど。集客力アップで、何とか努力を積み重ねていかなければならない状況になってきていると思います。一連のお話を市長が聞いていただいたと思うんですけども、一度、市長に感想を述べていただきたいなと思います。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 坂本議員の御質問、妹背家はじめ、この青洲の里というものは、紀の川市になって、もともと旧那賀町時代からも進めをいただいておりますけれども。観光の一つの拠点として、また、青洲先生の偉業をたたえる意味からもピンクリボン運動の展開をしていただき、日本一の乳がんの検診率にしようという取り組みもやってまいりました。

議員からお話のございました講演会にいたしましても、また検診にいたしましても少しマンネリ化といいますか、伸び悩んでいるのではないかと先ほど御意見もございました。

いろいろな意味から、那賀病院も連携をし、中川先生の健康アドバイザーをお引き受け

をいただく中で、いま一度、いろいろと担当部局並びに市としても、また地元旧那賀町の皆さん方の応援もいただきながら、今後、華岡青洲の里を中心に、また妹背家を中心に観光並びに健康づくりの拠点となっていけるような取り組みをしていけるように、知恵を絞って進めていけたらなと思ってございますので、坂本議員にもなお一層の御協力をよろしくお願ひしたいなと思います。

○議長（西川泰弘君） 以上で、坂本康隆君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） ここで、しばらく休憩いたします。

再開は午前11時といたします。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前11時00分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、4番 川原一泰君の一般質問を許可します。

4番 川原一泰君。

○4番（川原一泰君）（質問席） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、質問を行っていきたいと思います。

私のきょうの質問については、紀の川市が今やるべきことということの中で、1回目の質問において、3点ほど大きくお尋ねをさせていただいて、再質問、再々質問の中で細かく分析をした形の中でお尋ねをさせていただきたいと。

国会の予算委員会のように一問一答方式ではございませんので、答弁漏れのないように、答弁方よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

先ほどの寺西議員と重複した部分もございますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げたい。

まず1点目でございますが、国政も政権交代がなされました。安倍政権になって暴騰に強い日本、強い経済という方向性を打ち出してきてございます。それに対する政策として金融緩和、この政策を打ち出してまいりました。金融緩和というのは皆さん方も御承知のとおり、いわゆる中央銀行、日本銀行でお金をすっていくわけでございます。今の段階ではいつブレーキをかけるのか、わかってございません。この金融緩和という方向性は、まずデフレから脱却する。そして日本経済の底上げをする。こういった大きな目的があつてのことだろうと思ってございます。

一国の総理大臣が金融緩和という言葉を出したと同時にいいですか、その言葉を出したからこういう方向に来たのか、そういう状況になっておつたのか、これは定かではございませんけれども、為替においては円安の方向、そしてまた株においては非常に高騰を続けてございます。

そういった中で、日本国内において大・中・小企業の中でも大半が製造業でございます。自動車メーカー、電機メーカー、いろんな分野で製造されてる会社が多いわけでございます。当然つくられた製品については、海外に向けて輸出をされておる。一部、中国に販路を求めて、これを中心にやってきた会社についてはいまいち問題が残ってございますけれども、世界全般にわたっての輸出をされる会社については非常に利益が出てきておる。それに伴って、いわゆる金融業、銀行も証券会社についても非常に利益が出てきておるとい状況が続いてございます。

そうした中で、国内の民間の企業の内部留保、いわゆるその会社自身がためてあるお金、これが740兆円、750兆円という数字が出てきてございます。さらにその上にこの2月株高の方向の中で利益が出てきておるとい方向の中で、各会社が投資欲が出てきているのではないかなという気がいたします。この金融緩和がいつまで続くのか、これはなかなか誰もわかりませんが、まず私自身は一つの目安として7月の参議院の選挙、この国民の審判が出た後、ことしいっぱいぐらいは今のまま推移するのではないかなという気もいたしますけれども。

そういった状況下において、紀の川市も北勢田の山手のほうに7丁6反の土地を購入いたしましたして、14億5,000～6,000万円の金を投資した形の中で、第2工業団地を造成いたしました。5つの区画をつくってございますが、一番奥の1つの区画につきましては、早々と三菱電機の下請の会社でございますが、中部抵抗器という会社、年商280億円ほどの会社でございます。本市と既に契約を結んで、現地では工場建設に向けてことが運ばれてるような気配がいたします。

そういった中で、紀の川市も金があり余って投資はしたわけではございませんで、2つの目的を持ってやってきたわけでございます。その1つについては、紀の川市内の財政の中での自主財源、いわゆる税収をふやすこと、これが1つ。あと、紀の川市内の若者たちが近くに就職をして、そして家庭を持って長く紀の川市に住んでいただくという方向。この2つが大きな投資をした目的でございます。

その中であと4つ、企業誘致をしなければならいわけではございますが、企業誘致をするにおいて、非常に情勢がよくなってきているとこのように申し上げても過言ではないかなと思うわけではございます。そういった中で、今までも執行部においていろいろと努力をされてきてございますけれども、まず今年いっぱいをめどにして、しっかり全神経を使って、企業誘致に向けて頑張っていたいただかなければならいのではないかなという気がいたします。そういう考え方の中で、いま一度執行部の積極性、これからどうやっていこうとする思い、そういったものを御答弁いただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

2点目でございますが、ごらんのとおり立派な庁舎が完成をいたしました。1月4日に開庁式をいたしました。業務も4日から始まっておるわけではございます。これから紀の川市がしっかりと羽ばたいて発展していく上にも、この立派な庁舎とともにこの庁舎の所在

を中心とした周辺の道路の整備、これは不可欠なものであらうと思っております。

この部分が先ほどの寺西議員と多少重複するかなと思うわけですが、私が申し上げてるのは、これから紀の川市がしっかり発展していく、そういったものの考え方の中で大きな観点からの周辺の整備、経済効果はもちろんのことでございますけれども、こういった考え方の中でどのようなお考えを持って、これから対応していくのか。この点をお聞きしたいと思うわけでありませう。

なお、紀の川市の北側に京奈和高速の打田インターができるわけですが、そのインターから関空に向けての直接道路、これをつけるべく調査をしていくということで、2、3年前に国のほうから1回目には300万円の予算、2回目には500万円の予算をつけて調査をしてきたと思うわけですが、その調査結果、まだ十分な結果が出せてないとすれば、今の進ちょく状況というものを市が知り得た範囲で結構でございますので、御答弁をいただきたい。

そして、関空に向けての直接道路というのは、紀の川市が発展していく上において非常に必要になってくるだろう。というのは、大消費地の大阪府との一番近い位置にありまして、それでいて紀の川市にトンネルが1つもない。稲垣山へ行くのに山の上で、わずかにトンネルはございますけれども、もっと山の下の方から直接上之郷の方向に向けて、トンネルのほうに向いて、そして関空にすっと行けるような1つの道路、この道路がつかますと紀の川市も非常に経済効果が出てまいりますし、大事な道路として使っていけると私は思っております。

これからの中村市長の政治的な手腕もかかってございます。しっかりとこれを形にするべく、執行部こぞって、我々もできることはやらさせていただきますので、その方向に向けてしっかり進めていくべく努力をしていってほしいと思っておりますので、この点についても合わせて御答弁いただきたい。

3点目でございますが、政権交代がなされまして、国は老朽化した橋であり、道路であり、水路であり、農道、池、いろんな防災減災を含めて地方の財源不足のために非常におくれているインフラの問題をしっかりと支援していこうという考え方の中で、今までは社会資本整備総合交付金という制度の中で、いろいろと地方は支援をしていただけてきてございますけれども。ここから分離をした形で老朽化対策交付金という制度、この制度を早急につくり上げて、おくれた地方のインフラの問題を後押ししていくという方向性が出てきてございます。

これから、中村市長をはじめ、各市町村の組長さん方がこの制度の確立に向けていろいろとまたお骨折りをいただくだろうと思うわけですが、この制度が形になって、それなりのお金が紀の川市に向けておりてくるという方向性が出てきた場合に、この制度は必ず私は出てくるだろうと思っておりますので、それに対して今の紀の川市内の状況というものの、いわゆる農業基盤、水路であり道路であり池であり、そういったインフラの問題をしっかりと紀の川市の状況をいま一度改めて調査をして、そういう制度が出てきた折に

はしっかりそれにのせて整備していくという方向の考え方に対して、執行部はどのようなお考えを持たれておられるのか。

まず、この3点をお尋ねをして、あと再質問、再々質問の中で細かく分析しながらお尋ねをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（登壇） 川原議員の紀の川市が今やるべきことの1点目の企業誘致についての質問に対し、答弁いたします。

議員御指摘のとおり、政権交代により円安、株価の上昇となって日本経済は少し上向きになってきましたが、誘致を進める対象となる中小企業の製造業は少しは持ち直してきましたが、本格的な回復基調にはほど遠い状況であります。

日本の企業の海外流出防止と国内産業の活性化を目指し、平成19年6月に企業立地促進法が施行され、和歌山県におきましても紀の川流域と中紀以南の産業活性化のための基本計画を策定し、県及び市町村が共同で積極的に企業誘致を進めているところでございます。

北勢田第2工業団地は、この企業立地促進法に基づく「紀の川企業集積ベルト地帯構想」の重点地域に指定されており、本年4月からは現構想を見直し、対象業種を拡大した新たな構想を策定し、より多くの企業が進出しやすくなるような構想となる予定でございます。北勢田第2工業団地につきましては、企業誘致をより有利に進めるために着手前の早い段階から日本を代表するメガバンクや県内に拠点を置く金融機関、あるいは近畿経済産業局や系列の近畿企業立地支援センターとのつながりを持ち、計画を進めてまいりました。また、県では情報機関を活用した情報収集と戦略的な企業訪問を行っており、県・市・市土地開発公社で北勢田第2工業団地の早期の企業誘致を行うべく、協議会を設立し、情報の共有と情報をもとに共同で企業訪問を行い、優遇制度、環境などをPRするなど企業誘致の推進に努めております。

結果として、先ほど議員が言われました愛知県稲沢市より中部抵抗器株式会社の進出が決定し、本年8月操業開始に向け、現在、建設工事中でございます。

また、今月の和歌山県発行の「県民の友」でも企業誘致特集といたしまして北勢田第2工業団地を大きく取り上げていただいております。

今後は、企業立地促進機関や企業の動向情報を豊富に持つメガバンク、また京阪神を中心に東海、首都圏にも出向いて企業誘致活動を行い、紀の川市の魅力を広く発信するとともに、北勢田第2工業団地に優良企業を誘致すべく頑張っております。

市内の若者が働く場の確保、固定資産税などによる紀の川市の自主財源確保のためにも優良企業の早期誘致に努力していく所存でございます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、私のほうから議員の庁舎周辺道路に対す

る御質問にお答えしたいと思います。

まず、庁舎周辺の道路の見直しが必要ではという御質問でございますが、先ほど寺西議員の御質問の答弁でも申し上げたんですけれども、本庁舎東の南北道路の整備のほか、京奈和自動車道の開通による交通形態の変化も見きわめつつ、将来的には職員駐車場付近から東方向の県道泉佐野打田線まで延長約500メートルぐらいなんですけれども、その区間について道路を新設することによりまして、庁舎周辺の道路網の密度を上げることで交通環境の向上を図りたいと考えてございます。

なお、和歌山県では平成21年度より京奈和関連事業としまして、県道泉佐野打田線におきまして本庁から東方向の市道東国分赤尾線の信号交差点、またパナソニック北の市道井阪打田線、また県道粉河加太線の各交差点で右折レーンの設置に取り組んでいただいております。またさらに、県では本線の4車線化に向けても前向きに取り組んでいただいているとのことでございます。

このような整備によりまして、本庁周辺の交通環境も向上すると考えてございます。また、市道東国分赤尾線の庁舎前から県道泉佐野打田線までの延長約700メートルの区間につきましても歩道の整備等、進めてまいりたいと考えてございます。

次に、（仮称）京奈和関空連絡道路につきましては、平成21年2月28日に大阪府の泉佐野市と紀の川市の2市によって紀の川関空連絡道路促進協議会を立ち上げ、現在は名称を京奈和関空連絡道路促進協議会と改称しまして、和歌山県及び大阪府に対して県や府指導による期成同盟会を設立していただき、ぜひ、この高規格道路を実現させていただきたいという要望活動を実施してございます。

また、平成21年の協議会設立当時の国土交通省の調査費につきましては、周辺調査費として計上されたものでございます。京奈和自動車道を挟んで大阪府と和歌山県間の道路網、物流、医療、観光、産業についての調査、及び紀北地域と関空周辺地域を連絡する府県間道路について、交通特性等を把握するという調査が実施されると聞いてございます。

しかし、平成21年8月の政権交代を機に「コンクリートから人へ」ということや国の財政状況等から、この道路が計画路線に取り上げられることなく現在に至ってございます。

このような状況の中、紀の川市と泉佐野市は、和歌山県及び大阪府に対して会を重ねて要望活動を実施しているところでございます。

今後につきましては、再度の政権交代を機に県や国に対してはもちろんのこと、国土交通省をはじめ、関係機関へより一層の働きかけをしてまいりたいと考えてございますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、道路の老朽化対策への取り組みでございますが、御存じのように橋梁では県下でもいち早く、平成19年度から点検を開始しまして、全ての点検を終了した上で長寿命化対策にも現在、着手してございます。今回の補正予算では、防災・安全交付金を活用しまして、平成25年度予算を前倒しして平成20年度に点検しました橋梁を5年ごとに実施する点検を行うべく、本議会に上程してございます。また、老朽化した道路ののり面及び

擁壁等の構造物や舗装の点検業務も合わせて上程してございます。このように点検によりまして老朽化が著しいという判定がなされれば、ハード対策として補修工事にも取り組みたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、私のほうから農業用施設の取り組みについてお答えをさせていただきます。

近年、局部的集中豪雨や地震などの災害により、農業水利施設が被災し、農用地だけでなく地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が頻発してございます。このような中、農村地域では農業生産と地域住民の生活が同じ空間で営まれていることから、農業生産基盤と生活基盤が一体となった防災・減災対策を進めていくことが重要であります。それには農道、水道の整備状況や利用状況を的確に把握し、地域の実情に即した施設整備を実施していくことが必要であります。

しかしながら、農業施設におきましては通常、地元区や水利組合などが維持管理を行っておりまして、行政が直接管理しているものは少なく、あくまでも地元から施設整備の要望を聞かせていただき、コストの縮減や費用負担の軽減なども考慮した上でどのような工法が適当であるのか判断し、事業を実施しているところでございます。

また、ため池につきましては、本年度、目視ではありますが、和歌山県と紀の川市が共同で316カ所のため池の近況点検を実施し、その調査結果に基づき、県と協力しながらため池の実態把握に努め、被害発生を未然に防げるよう、「ため池加速化計画」の策定を県で進めております。

本市としましては、実施が必要な箇所など県協議を踏まえ、地域の実情に応じた改修方法について地元の協力と理解を求め、計画的にため池改修を推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問。

4番 川原一泰君。

○4番（川原一泰君）（質問席） 再質問させていただきたいと思います。

中村市長は挨拶であり、また演説の中で「紀の川市の基幹産業は農業だ」ということで常に言われてございます。まさにそのとおりでございます。

しかしながら、私も物ごころついた当時から国の農業政策を見させていただいて聞く上において、本当に農業政策というのが行き当たりばったりだなと。生かさず殺さずかなと。こんな感じがしてならないわけでございます。

農業なしでは日本の国土は守っていけないということをいつの政府でも言ってございますけれども、その割には予算がつかない。そういう方向がしっかり見えてるわけでございます。紀の川市においてでも、市長が紀の川市の基幹産業は農業だという割にはいろんな

制度の予算のつけ方が数字的に少ないような気がするわけでございます。

一つ例をあげますと、自治区において、一番市の制度の中で多く使わせていただいているのが市単独事業、市単でございます。地元負担が2分の1で補助金が2分の1。500万円の工事をするのに業者に渡してしまいますと、結果的に地元負担金というものが5割6分にも8分にもなってくる。6割近い地元負担金というものがいってくるわけでございます。それかというて、自治区は荒れてきますと放っておくわけにはいきませんので、どうしてもまずおさがるのが市単、この制度でございます。そして市のほうに話をさせていただいて申し込みをした。その時点で、今お金がないから来年にしてくれ。このケースが非常に多い。それはもう仕方ないことでございますので、自治区は泣き泣き明るる年に申請をあげるわけでございますけれども。

こういった一つの例でございますが、農業基盤整備という方向の観点から、やはり行政の中での農業政策に対する予算のつけ方、これが非常に希薄になってるのではないかなと私自身の個人的な考えでございますが、住民の皆さんがどのように感じてるのかわかりませんけれども、私はそう感じてございます。

この農業の基盤の整備ということはインフラの問題でございますけれども、この基盤を整備していくのには、一番ネックになっているのが今の行政の予算の低さ、それともう1点、地元の中で地元負担金を捻出するのに非常に苦慮している。各自治区ともに。それはどうということかという、農家の生産物の価格の低迷、非常に苦しい農業経営を迫られておる状況の中で、地元負担金というものが非常に調達しにくくなってきている。

自治区の中で幹線水路、幹線道路、この幹線の道路であり水路でありその周辺にある農地についてはもし水路がもじけてもすぐ対応してくれるし、もし道路がもじけても即対応してくれますけれども、地元もしなきゃいけないし、やっていってるわけですが。この幹線水路、幹線道路から支線のほうに入っていきますと、自治区の端々の農地については今の段階では放置された状況になっておる。このことを執行部の皆さん方が、農林部であったり建設部であったり、本当の自治区の実態というものをしっかり把握してほしいなと思います。

その自治区が自分とこの負担金をなかなか会議を持ってほこを取ろうとするんですが、その調達はしにくいために先送り先送りになって、そして水路なんかは非常に痛んでございます。強い雨がきますと池があふれる。水道に雨が走ってくる。そしたら田んぼであり畑であり、その水路からあふれた水がどんどん入るような状況のところは幾らでもあります。

この自治区の負担金の確保の問題、そして市の制度の予算のつけ方の問題、この2つの問題が基幹産業の農業の基盤整備をしていく上で、今、問題になってきているような気が私はいたします。

そういった中で、先ほどから申し上げてございますが、老朽化対策交付金、これはその中に恐らく項目が盛り込まれてくるとこのように思いますが、農業基盤の整備について水

路であったり、農道であったり、池であったり、そういったものの特質をとらえた場合には、しっかりその制度にのっけて、この2分の1の市の市単の地元負担金の軽減、こういったものも含めて対策を講じていって欲しいなと思ってございます。この点について、御答弁いただきたい。

それと池の問題でございます。これは私もたびたびと一般質問させていただいておるわけですが、この2、3回前に東海、東南海、南海地震の連動した大地震が来ると、必ず来るといふわけにはいかないかもしれませんが、いつかは来るのではないかとというような予報が常に飛び交ってございます。

その中で池の改修、ここらは津波は影響ございませんけれども、池の堤体の決壊、このことが市長をあげても気にしてくれていると思います。この改修の問題で、私も質問させていただいたこともございます。その中で、1つの危険ため池の堤体を全面改修する場合には、約1億円程度のお金がかかる。そのお金を分散して、1億円の金で幾つかの池の余水吐けを修理して、また改修して新規につくって、そうした形の中で地元にとしっかりと池の水位の調節をしていただく。そして防災、減災につなげていくという方向も、私、手前みそな話に聞こえては失礼ですが、そういうことを言わしていただいた経緯がございます。

先日の21日の日に、ふるさとセンターで県・市にお出でいただいて、池の部分改修、全面改修、余水吐けの問題、こういった中で説明会がございました。私も20～30分お邪魔をさせていただいて、末席で聞かせていただいております。いわゆる、私がさっき申し上げたできるだけ多くの池の余水吐けを改修していくという方向、そういった説明が主になってたかと思っておりますけれども。そういった中で、いずれにいたしましても全てが地元負担金という方向が、最終、出てきます。

そういった中で、できるだけこの金融緩和、この政策を打ち出した対象企業は、大・中の企業は非常に喜んでるような感じがいたしますが、ただ中小企業の中で経営に苦慮している会社についての貸し出しが問題、貸し渋りがでないかという問題も抱えてございます。政府の高官の話聞いてますと、それも配慮していくということでございますので、こういった時期にこそ、老朽化対策交付金というような制度を中村市長も言っていただいて、早く実現するようなかたちの中で国からしっかり金を引っ張っていただいて、おくれた問題のある農業基盤の整備というものを考えていただきたいなという思いがするわけでございます。

市長の答弁については、最終総括として御答弁いただくことにして、この問題について執行部の答弁をいただきたいと思うわけでございます。

あと1点。幾つかの企業誘致を紀の川市もしてまいりました。その中で、誘致をした形で会社として社員募集をいたします。そして2年あけて3年あけて、2回目をやるとか会社によっていろんなやり方があるわけでございます。求人に対して地元雇用、紀の川市の若い方々を採用していただいた数字、これを今まで対応してきてくれると思うんですが、その具体的な数字をまず聞かせていただいて、恐らく少ないと思いますので、紀の川市全

体に対しての啓蒙が手薄じゃなかったかどうか。この反省とこれからしっかりとやっていくという決意のほどを一つお聞かせいただきたいなと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（自席） それでは、老朽化対策に対する新たな交付金制度の活用につきましては、現時点では道路や水路といった施設に対する建設部が所管する防災安全交付金、この中の事業には該当する状況ではございませんけれども、議員御指摘のような制度が今後創設されれば、市全域の状況や財政状況とも総合的に勘案の上に、前向きに取り組んでまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（自席） それでは、ただいま農業施設の関係のいわゆる市単事業の補助2分の1につきまして、まずお答えさせていただきたいと思ひます。

この制度につきましては、旧町から継続事業として新市に引き継がれて活用していただいております。農業経営の安定と改善を図り、農業経営の向上に資するために地元区などが実施します農業施設の整備に対して、補助金を交付するものでございます。補助率につきましては、先ほど議員からも説明がありましたが、申請の多さから平成19年度から直接工事費の2分の1に制度内容を見直しまして、できるだけ多く地元要望を採択できるよう努めてきた状況であります。地元区にとっては自主的な支出額に比べ、補助額が少ないといった御不満もあるかと存じますが、御理解賜りたいと考えています。

また、平成23年度より国の事業としまして農地・水保全管理支払交付金事業、いわゆる向上活動という地元が実施していただける事業が実施されまして、平成24年度では市内32カ所で活動組織をつくっていただき、老朽化が進む農業用排水路や農道などの施設の長寿命化のための、いわゆる老朽化対策のための補修や機能維持の更新などに取り組んでいただいております。この事業については、全額公費の対象となります。箇所づけについても活動組織で徹底できることから、農業施設整備補助金にかわる新たな制度として取り組んでいただけるんじゃないなと思っておりますので、この点も地域の皆さんにおいては御検討いただいたらなと考えております。

いずれにいたしましても、先ほど農業を取り巻く情勢の厳しい状況のお話がありましたように、環境は農業従事者の高齢化、それと後継者不足等々の問題により農業施設を管理すべき組合組織そのものが弱体化しております。さらに土地改良事業等を活用した整備改良においても地元負担金等々の問題も加わり、整備に至っていない箇所もあるかと思ひます。

こうした状況をしっかりと把握して、私どもも少しでも農業施設の有利な補助金を活用して、皆さんとともに整備を進めていきたいと考えております。

なお、ため池の関係で御質問がありまして、東北の震災、先般のため池、愛宕池の決壊等々含めて、私ども部としても786のため池があります。そのうちのしっかりと整備をしていきたいという思いで、先ほども答弁で申し上げましたように316カ所のため池について調査を行っております。先ほどもありましたように、市内3カ所にわたってため池の加速化計画を早く進めて、皆さんとともに取り組んでいきたいという思いで説明会も開催しました。

その中でいろんな意見をいただきました。完璧な改修できっちりとため池を直していくのが一番いいんだろうと思いますけれども、当然、負担金も多くかかります。先ほどのお話にもありましたように1億円という数字も出ております。そんな中で、少しでもいち早く減災対策を努めたいということで、完璧な改修を前提として余水吐け、いわゆる洪水吐け、少しでも水位を下げれば水の量が少なくなりますのでため池が決壊した場合、特に地震等々の心配のおりが少しでも軽減されるということで、一生懸命取り組んでおるところです。

そうしたところの事業を皆さんにしっかりと説明させていただいて、地域のため池を管理してる方々を含めて、また新たな農業用水路の、いわゆる農道の話も申し上げましたけれども、新しい補助金が明確にわかるようでしたら、少しでも地元負担が軽減できるような施策も私どもも一生懸命考えていきます。そういった意味で、議員の皆さんの御協力をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（登壇） 再質問の誘致企業の雇用状況並びに雇用情報の啓蒙について、答弁をさせていただきます。

紀の川市発足後の誘致企業の新規雇用及び市内雇用状況は、和歌山アイコム株式会社が56名採用に対し紀の川市民12名、ハグルマ株式会社が10名採用に対し、全て紀の川市民、このたび北勢田第2工業団地へ進出の中部抵抗器株式会社が10名採用に対し1名となっております。

また、旧町から誘致を行ってきた企業で組織する立地企業連絡協議会加入の25社で見ますと、社員総人数約1,680名で、そのうち紀の川市民は約600名の採用で、3分の1以上が紀の川市民の雇用となっております。紀の川市の誘致企業を知ってもらうために紀北地域の大学、高等学校に対し協議会会員企業の事業概要等をまとめた資料を就職担当者に配布し、説明等も行ってきました。

企業誘致の目的は、紀の川市の自主財源確保の目的もありますが、市民の働く場の確保が一番の目的であります。そのため条件がありますが、紀の川市民の新規雇用に対して進出から3年間に限り1名15万円の補助金を交付し、誘致企業に紀の川市民の雇用を促進している次第でございます。企業誘致は誘致するだけでなく、誘致後のいろんな情報交換を行っており、紀の川市民の雇用については優先的にと常に各企業の責任者に対してお願

いをしている次第でございます。

また、採用情報等につきましては、今後、企業と連絡を密にとりながら検討してきたいと考えております。

○議長（西川泰弘君） 最後の質問、お願いいたします。

4番 川原一泰君。

○4番（川原一泰君）（質問席） 再々質問でございます。

先ほどから何遍も申し上げてるとおり、老朽化対策交付金というものが恐らく、いつとは言えませんが、このインフラの問題を支援するという国の方向の中で必ず出てくるだろうと。これから当然、中村市長のいろいろな政治的な動きというのも必要になってこようかと思っておりますけれども、そういう方向が具体化して、幾らかのお金がインフラの問題を、社会基盤、農業基盤の問題を解決すべく国の後押しが出てきたと。

その時点で、できれば、我々24名の議員がおります。議員お一人お一人が各地域に張りついておるわけでございます。いろいろと自治区のいろいろな問題点、苦情等も聞かされておる中で、地域の実情というものを一人一人がよく知っておられるだろうと。そういう状況の中で、基盤整備をしていく上でしっかり紀の川市の現状というものをつまづままで一遍調査してください。そして、問題点をしっかり、そういった制度が出てくるまでいま一度調査してください。そうした資料をもとにその制度が出てきたときには、しっかりそれにのせて一気に整備していくという方向、そのときに我々議員のほうにもどのような形であれ、御相談をいただけないかなという個人的な思いもするわけでございます。

その点についてどのようなお考えをなされるか、御答弁いただきたい。

それと最後になりますが、私、最初から長々とお尋ねをしてまいった中身については、紀の川市の社会基盤と農業基盤、この整備についての話が一貫した筋になってございます。そういった中で、これからの中村市長の政治手腕というか、国に対するいろいろな和歌山県選出の国会議員とともに、いろいろと働きかけをしていただく方向になろうかと思っております。

先日も和歌山市内のあるホテルの6階で、高速道路、県内道路網の整備促進にかかわる和歌山県民の総決起大会ということで催しがございました。私も同志とともに参加をさせていただいて、冒頭に中村市長の役職でございます和歌山県の道路協会の会長としての御挨拶も聞かせていただきました。そして来賓としておいでた内閣副官房長官の世耕さんの挨拶の中に、しっかりと各地区の市長さん、そういった方々から実情を国へ報告をいただいて、それをもとに地域のおくれたインフラの問題、やらなくてはならないこと、そういったものにしっかり支援をしていきたいという挨拶も、中村市長も聞いていただいていたと思っておりますけれども、そういう中身の話もされてございました。

今、和歌山県選出の国会議員の先生方の肩書を見させていただいたときに、今申し上げました内閣副官房副長官に世耕さん、そして二階俊博先生は政府の総務の中で重鎮におられる。国土交通省の副大臣として鶴保さんがおられる。石田先生もちょっと記憶にはございませんけれども、何かの委員長をされてるような話も聞いてございます。えらい失礼でござ

ざいますが。そういった和歌山県選出の国会議員さんが重鎮の中で御活躍をされてる。中村市長の人脈といいますか、そういった流れの中で立派な人が出てきてございますので、ぜひ、この金融緩和とともに紀の川市のインフラの問題、この問題に政治的な働きかけをしていただいて、しっかりと国からお金を引っ張っていただくべく努力をしていただきたい。

総括として、先ほどから申し上げました私の質問に対しまして、一つ前向きな決断の答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（自席） 先ほどからの御質問の中の建設部における市の単独補助につきましては、今現在のところ、年内予算が余る要望条状況ではございません。ですから、これからの国からの有利な補助事業といいますか、そういう部分が打ち出されたとすれば、現在の地区の要望をもう少し広げた形の中で、要望を取りまとめて進めていきたいと考えてございますので、よろしくをお願いします。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 川原議員、たくさんの御質問がございました。関係部長から答弁したとおりだと思います。

そんな中で、特に企業誘致の雇用の問題、また基幹産業である農業を中心とした水路、農道の整備等の問題、いろいろございます。私は基幹産業は農業であるということの中で、紀の川市があれだけJA紀の里、めっけもん広場が栄え、またぶるぶる娘ではございませんが、キウイ、桃、柿、イチジク、ハッサク等、非常に多くの農産物が収穫できる紀の川市。私は当然、基幹産業は農業であると。それが今、恵まれておるか、農家の皆さん方が裕福であるかは別として、基幹産業は農業であると思っております。

そんな中、安全安心、少しでも農業がしやすい。そのためには、私は旧町時代から圃場整備を促進してまいりました。放置農園300ヘクタールどころという時代に、就農の高齢化、また後継者不足等々をみたときに、やはり基盤整備がまず一番大事ではないかなと思っております。議員各位にも基盤整備の問題、狭い面積であっても10ヘクタール、20ヘクタールという広い面積じゃなくても、貴志川ののり面の入ったところ、北山地区というところがございますけれども、8ヘクタールほどの面積の圃場整備もできておるわけでありまして。このことが、90%以上を国の制度を利用しての圃場整備ができるということでもあります。

水路、農道の補助金、町単の事業では2分の1という話でございましたけれども、これは合併当初では一番2分の1という制度が旧5町の中でよかった補助率であって、それを採用させていただいてるということで、合併以前には3分の1とか4分の1の補助金しか出てなかった町もあったわけでありまして。そういうことで、それでは2分の1で十分だとは思っておりません。農業を守っていくためには、いろいろ考えていかなきゃならない点

があるわけではありますが、市でできる範囲というのは限られておまして、国や県の補助金等々を活用しながら、先ほど議員もおっしゃっておられましたが、老朽化対策の補助制度というものも今後取り入れられていくのではないかとということでございます。

また、今、大きく問題になっておりますTPPの問題、そのことに対しての農業政策というものも多少変わっていくのではないかなと思っております。それは、紀の川市にとっては乗りおくれないように議員の皆さん方と相談をさせていただきながら、有効かつ利用できる補助制度については、十分、間違いなく活用していきたいなと思っております。

また、府県間道路の問題、これは私は合併した当初から大きな声で申し上げてるわけがありますが、紀の川市発展のみならず和歌山県の重要な発展の道ではないかなと思っております。371号、480号、もともとの国道等も期成同盟会を起し、前々から運動展開をされております。そんな中で、紀の川市が申し上げてる府県間、泉佐野打田線については近畿エリアの中でこの道の重要性、そういう観点から国土交通省に申し上げてるわけで、単線で打田から上之郷へのトンネルということだけではなしに、紀淡海峡をはじめ関西の交通エリアの中にぜひとも取り上げていただいて、そしてこの道をつけられるような方向性を見出してもらいたいということでございます。

ただ、政権交代後、3年余りのおくれがございます。昨年の12月に政権が交代されてから、また活気が出てきたような気がしますし、私はこの問題も昨年暮れに大阪府の松井知事にもお会いをしましてまいりました。泉佐野市の市長とともに、期成同盟会のメンバーで大阪府庁にも行ってまいりました。そういうことで、これはやっぱり党派を超えた中でのいろいろな道路政策、また府県間の交流を深めていくためにもぜひとも必要だという訴えの中で、今後も展開をしていきたいと思っております。

それと、企業誘致につきましては、いろいろとこの不況の中で、今、工業団地をとということもございました。しかし、私は今の企業というものは進出をしたいと決めれば半年、1年以内にその場所に行きたいということでございます。あと4区画残っておりますけれども、京奈和自動車道の開通といいますか、完成のおくれも多少影響はあるかと思いますが、今後、県また国、経済産業省等にも陳情を重ね、優良な企業が少しでも早く紀の川市に来ていただけるように促進をしていくと同時に、これは自主財源の確保のみならず地域の若者の就職、これを少しでもしていけるように。先ほど企画部長から現在の紀の川市に進出しておる立地企業の雇用状況の説明がございましたが、もちろん、紀の川市の住民にとっては無試験で入れるというわけじゃございませんし、いろいろと選択の自由もあって、なかなか全部が全部、紀の川市とはいかないことも事実でございますが、少しでも紀の川市のみんが働ける場所の確保のために、今後とも頑張っていきたいなと思っております。

まだ、答弁もれのところもあるかもわかりませんが、大体、関係部長が答弁したとおりでございます。今後、議員各位の協力、また市民の皆さん方の協力なくして紀の川市づくりはできないという釈迦に説法ではございますが、その点、御理解をいただきながら一緒に頑張っていけたらと思っております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 以上で、川原一泰君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） ここで、しばらく休憩いたします。

再開は午後1時10分といたします。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時09分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

なお、18番 竹村広明君より所用のため、昼からの会議は欠席ということになっております。

次に、6番 阪中 晃君の一般質問を許可します。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（質問席） 質問に入る前に、事前に3項目の質問を通告しておりましたが、項目第2の防災については第1と重複の点多々ありますので、発言の通告の取り下げを申したいと思います。議長、了解をお願いしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） ただいま、阪中議員より質問項目第2の防災については発言通告を取り下げたいとの申し出がありましたので、質問事項が2項目となりました。

まず、公共施設の貸し方についての考え方について質問願います。

○6番（阪中 晃君）（質問席） それでは、公共施設の貸し方についての考え方、小・中学校を含むということで質問をさせていただきます。

私は、固有名詞を使いながら事例を踏まえた話を通して、ほかにも何カ所かあると聞いておりますけれども、そういう事例をあげた中で質問をさせていただきたいと思います。

私の息子ですけれども、小学校2年生になりました。去年の9月から調月FCというサッカークラブに入りまして、土曜日、日曜日、祭日、頑張っております。10月の終わりごろか11月ごろに会長から質問がございました。その前に話をさせてもらうんですけど、調月FCというのは、調月小学校をホームグラウンドにしながら、今は安楽川の子も多いで安楽川小学校と2つ使いながらさせてもらっております。そして、クラブチームは監督、コーチ陣、そして保護者会、保護者の役員の方々、こういう構成のもと行っております。

そこの役員の方から、「阪中さん、正月の2日、毎年初蹴りをしてたのですけれども、ことしは調月小学校を使えないんですわ。」ということの質問を受けました。さっそく私、貴志川町に行っているいろいろ聞いたんですけれども、去年の6月から条例を改正したために小・中学校は使えないということでございます。「正月2日というのは変えられないんか。」と役員さんと話をしたところ、多くの人に来てもらいたいがために変えたくないん

だということで、また再度、教育長の部屋に行かしていただきまして、「教育長にどうか社会教育の一環で頑張ってるんで、正月の2日にあいたところで結構ですんで貸してくださいよ。」ということで、貴志川町の運動場を借りることになりました。

初蹴りの説明をしますけれども、初蹴りは選手、そして保護者のみんな、そして調月FCを卒業した中学生、高校生、大人の人、みんな汗をかきながら、そして役員の方々は豚汁をつくり、そしてワイワイとするわけでございます。私もちょっとですけれども、子どもにまぎれてサッカーをしたんですけれども、休んでる間に高校生の子と話す機会がございました。「僕は私立の中高一貫校に行ってる。正月の3日から図書館があいて勉強にかかるんで、この2日というのは、きょうで初蹴りをして、すぱっと頭を切りかえて勉強したい。」ということでございました。その隣にいた大学生は、一人は京都の大学に行ってる大学生と一人は東京の大学生でしたけれども、京都の子は「別に5日ぐらいでもかまへんのやけれども。」と言ってましたけれども、東京の子は「混むんで、早く行くので、2日に初蹴りがあるのは本当にありがたい。」ということも言ってました。また、豚汁を食べながら、ある成人した方と話をしたんですけど、「大人になって仕事をしだすとやはり正月1日、2日ぐらいしか自由時間がないんでね、この初蹴りを契機にまた1年頑張ろうと思ってるんだ。」ということがございました。

私は、貸してくれたからどうこうでもないんですけれども、それは紀の川市の施設も正月は借りられないんです。学校施設も借りられない。だけど、クラブチームというのは、私はいろいろ探しませんでしたけれども、打田にも50年の歴史がある剣道クラブもある。そこは5日に変えたようなことを聞きおよんでおりますけれども、僕らは限りなく人出が多く集まるようにということで、2日にしたということでございます。

町のときはできて、市になったらできないようになってくるというのは、僕は腑に落ちないし、僕は桃山町に住んでいて、調月というところの地域の活性化を見てもらったときに、本当に小さな学校の上下関係とサッカーがあるがために、物すごく大歳神社でも活性化した祭りをしてるという場所でございます。何でそうなるんだと。貸してもらおうほうと貸すほう、貸すほうは貸しやすいようにしてるんじゃないかと取ってしまうわけでございます。何ゆえそうなのかということをとりにあえず、御質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） それでは、阪中議員の公共施設の貸し方について、教育委員会としての基本的な考えを答弁させていただきます。

学校施設は、社会体育施設と異なり、学校教育という特定の目的を持つ施設であり、その貸し出しに当たっても設置目的に合致した運用がなされなければなりません。現在、教育委員会では、紀の川市学校施設使用条例と同条施行規則に基づき、貸し出しを行っているところでございます。この運用につきましては、合併以来、旧町の慣習のまま、貸し出

しを行っている部分もありましたので、昨年6月に統一を図り、各学校にも公聴会を通じ、周知したところでございます。

これらのことから、学校の設置者としての教育委員会からその管理員を受けている学校長は、学校施設の効率的な活用、地域住民へのサービスを考慮しながらも、設置目的にかなった使用と責任を伴った管理を行わなければなりません。したがって、おのずから制約が発生することもございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（質問席） 2つあげさせていただきたいと思います。

私は、自分の体験を通してですけれども、2年前3年前、県にはいかなかったんですけども、三船神社に正月に初もうでに行ってお雑煮を食べて、することないから家族でサッカーでもしようぜとって、年長の子でしたけれども連れて、安楽川小学校は鍵がかかっているのに入れないんですけれども、調月小学校へ行って蹴りました。そしたら、もう一つの家族もたこ揚げとサッカーボールを持って来てた。そういう人たちは、幾らでもできて、そういう40年の歴史を持つ調月FCのサッカークラブはできないということが、僕は腑に落ちないんです。

それともう一つあるんですけれども、文部科学省のスポーツ基本法の第13条に、抜粋しますけれども「国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に寄与できるよう努めなければならない」、これは文部省の基本法です。そして、これは昭和51年6月26日に文部省事務次官通知で、各都道府県教育委員会あてに学校体育施設開放事業の推進についてということを出されております。またこれも抜粋しますけれども、「国民が日常生活の中でスポーツ活動に親しむことができるように、文部省では従来から、学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲において、地域住民のスポーツ活動に寄与する事業を奨励、援助していったところであります。最近におけるスポーツ活動に関する国民の要望を考慮し、学校体育施設開放事業を一層促進するため、文部省においては昭和51年度から学校体育施設開放事業に関する予算措置等をとっております」。これは関係方面に周知徹底を図り、適切に指導されるようお願いいたします。県庁へ来て、その後市町村にその意向を伝えてくれということでございます。

そして、和歌山県のスポーツ振興基本計画というのがありまして、5章に「学校が地域の重要な生涯学習機関として機能することに対する期待が高まる中、学校体育スポーツ施設の地域への積極的な開放が求められることに踏まえ、地域のニーズに応じた学校体育スポーツ施設のより一層の開放に努めます。」と和歌山県はいつてるんです。そして、紀の川市の紀の川市スポーツ振興計画、先にスポーツの意義ということの（2）で「スポーツを通じて地域の人々との交流を深めていくことは明るく、活力ある地域社会の形成や生涯

にわたり、スポーツに親しみながら、健康で豊かに充実した生活を送るためにも大きな意義がある」という意義を述べられて、7章で「学校体育施設を地域社会の中心として地域と学校の交流を図り、コミュニケーションづくりの場として総合型地域スポーツクラブの拠点としての活用について検討しています。」とこういうことを明確に紀の川市のスポーツ振興計画ではうたってるのにもかかわらず、そういうふうに正月と盆は使えない。紀の川市の施設においても許可を得たものでないと使えないということがおこるといことは、ちょっと矛盾してるんじゃないかなと思うんですけど、そのことについてどうですか。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） 学校施設を制約なしに貸し出しできないかという御質問だったと思いますが、従来より小・中学校の学校施設については学校長の意見を求めた上で、学校管理運営上、支障がなければ教育委員会でも許可しているところでございます。

先ほども説明させていただいたとおり、合併以来、今までの旧町の慣習で貸し出しをしていたところを条例、規則に沿った形で統一を図ったところでございます。議員御指摘の年末年始、それからお盆、これについては年末年始、12月28日から1月4日までは年末年始という設定をしております。また、お盆休みについては県教委が指定した期間ということで3日間、お盆を中心に学校が休業になるわけなんですけど、そういう意味で学校が管理できない関係上、貸し出しを行っていないというところでありますので、御理解いただきたいと思っております。

また、以前より初げいこなどを実施をしたスポーツ少年団には、年末年始であっても社会体育施設が使えるように配慮してございますし、また、学校施設の使用申請についても簡略化を図るなど、十分配慮しているところでございますので、引き続き、社会体育施設を御利用いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ございますか。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（質問席） 答弁もれというか、紀の川市スポーツ振興計画を言わしてもらったその答弁というのはいないんですよ。

○議長（西川泰弘君） その答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） 学校施設で、一般的に貸し出しができるというのは屋内運動場、屋外運動場、それから普通教室、また柔剣道場、格技場等々になっていると思っております。また、学校であっても、学校の開放と言われてもプールや特別教室、例えば調理実習室とか理科室とかそういう部分については薬品とか衛生等の問題もありますので、一般の貸し出しは行っていないところでありますので。それと、先ほど言いましたように貸し出しができない年末年始、それとお盆は許可していないというところでござい

ますので、御理解賜りたいと思います。

○議長(西川泰弘君) 再々質問です。

6番 阪中 晃君。

○6番(阪中 晃君)(質問席) ならぬことはならぬのですか。もう一回言いますけれども、紀の川市のスポーツ振興計画は教育委員会がつくってあると思うんですけども、もう一回読みますけれども、「学校体育施設を地域社会の中心として、地域と学校の交流を図り、コミュニケーションづくりの場として総合型地域スポーツクラブの拠点としての活用について検討していきます。」とってるんです。その答えをくれてないんです。そういうことをいって、正月と盆は休みます、公共のところも休みます、公共のところは教育長がわしが貸したろということだけ貸したると。それやったら、紀の川市スポーツ振興計画に反するんじゃないかということを私は言わしていただいているんです。だから、3回しかないんで答弁をお願いします。

○議長(西川泰弘君) 3回目の最後の答弁。

教育長 松下 裕君。

○教育長(松下 裕君)(自席) 阪中議員にお答え申し上げたいと思います。

学校教育施設が使用かなわぬ場合は、できるだけ子どもたち、地域住民のスポーツ振興を図って、社会教育体育施設を開放してまいっております。ただ、議員も御承知のように学校教育施設の第一義的には授業に差しさわりのない、学校教育に差しさわりのないという大前提がございます。そういう意味からいって、先ほど部長が答弁しましたように管理運営上、疑義がある場合についてはそれを社会体育施設に振り分けて使っていただいているということで御理解いただきたいと思います。

なお、現行条例及び規則を遵守しつつ、また個別の案件については、その都度教育委員会で慎重に判断してまいりたいと思いますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長(西川泰弘君) ちょっと。答弁への質問はないですから。

○6番(阪中 晃君)(質問席) ただ、2回目で僕の質問に対して答えてない。

○議長(西川泰弘君) 4回目の質問ということじゃなくて、答弁もれがあるから、その点についてちゃんとした答えをしてくださいということでよろしいですか。

答弁もれということで、答弁させていただきます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長(西田好宏君)(自席) スポーツ振興計画の中では、学校等の拠点ということで明記されているところですけども、これらについても、いずれも学校の管理規則に沿って使える期間の拠点づくりという部分で把握していただけたらと思います。

以上でございます。

○議長(西川泰弘君) いいですか。次の質問ですか。

○6番(阪中 晃君)(質問席) 2番目の質問は、成人式についてということでござい

ます。

正月に、私の薄い親類の子が東京で下宿してるんですけども、うちへ来て、今までやったら私も東京で下宿しておりましたんで「おっちゃん」というて来たんですけども、正月に「阪中先生」ということで来たんです。「何なんえ。」という話をしたんですけども、「僕ら13日やったらもう学校も始まってのし、成人式に出られない。」という話でございます。「僕みたいな学生も多々あるんじゃないかなと。何で、最大マックスの人が出られるような時期にしてもらえないかな。」と質問されました。

僕は今までは大体、成人の日が月曜日に動いたりしますんで、7日やったり8日やったりというて、もうちょっとはやめられないかなと心で思うてましたけど、今回は13日ということで、これはやっぱりはやめてもらわなあかんと。でないと、東京や地方で就職した子とかはこのために帰って来るって、資金的なこともありますんで何ともならんということも彼は言いました。

それが若干、私の耳に残っております、そして僕の友人と話をすることがありまして、その友人は正月に起きますと、さらの下着を買うてあるというちょっと古風な家でございます。娘がいます、彼女も今東京に下宿をしております。娘には今までの思いがあるんだということで、晴れ着と帯を成人式に向けて去年買いました。ことしどうしたんよと言うたら、断念やさかいに嫁と二人で写真撮ってきたわという話が返ってきました。

私も実は成人式をしておりません。それは、私も正月の3日に東京へ行ったからであります。2年前に私の同窓会がありまして、成人式の話まで出まして、僕ら84名の安楽中の卒業生の中で東京へ行った者と地方へ就職した者、ざっと10人ぐらいだったですかね、15%ぐらいの人間が出られなかったなという話をしたものでございます。桃山町に関しては、日にちを限りなく正月に近づけたような記憶もでございます。旧町では、ほかの町ではどのようにしたのか私はわかりませんが。

今のこの世の中、ある程度、10何日というようなことであれば、世の中がどんどん動いているという状態の中で成人式をされると、連休があっても帰ってくる旅費等もございまして、なかなか難しいという子どもさんも多くあると思うんです。限りなく正月に近い、みんなが出られるだろう日ということで考えていただきたいと思うんですけど、その点どうでしょうか。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） 阪中議員の成人式を正月3が日にできないかという御質問でございますが、成人を迎える方々の輝かしい未来と希望に満ちた第一歩を踏み出す機会として、新成人みずからが実行委員となり、企画から運営までを行政との協働により開催することで、生涯学習活動の一環として体験するとともに、実行委員が中心となり、本市や出身校のビデオレターを収録、上映すると、参加者全員が心に残るような式典を目指して取り組んでいるところでございます。

開催日につきましては、毎年祝日である成人の日の前日の日曜日に開催しております。ほとんどの方が3連休の中日ということで帰省等の移動日にも配慮した中で実施しております。例年、80%弱の参加率となっております。ちなみに本年につきましては、78.3%、市外在住者57名を含め621名の御参加をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再質問ございますか。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（質問席） 2回目ですけれども、今も、答弁で今までの状態を言うただけで、それをどういうふうにながら僕の見解をある程度取り入れてやってみるのか、やってみないのかをいっつも答えないんです。これでは一般質問にならん。もう1回答弁お願いします。これ、1回目にさせてください。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） 正月3が日にできないかということでございますが、先ほど答弁させていただいたように、正月3が日にするか、成人式の前日にするか、賛否両論あるかと思いますが、成人式実行委員会において実行委員の見解、意向を聞き、協議した中で進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） ただいま、1回目の質問は終わったということです。再質問です。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（質問席） 二十歳の実行委員会のメンバーの皆さん方がどういうお考えでされてるのかも私はわかりませんが、私の想像では、やはり行政の指導というものが大きな意味をしめてるんじゃないかなと思います。

1回目の質問もそうでしたけれども、成らぬものはなんののですかと言いたくなります。僕がじぶんの同窓会のとくに話をした15%前後が、80何人の10人ちょいが出てないということです。実際の話、東京の大学へ行って、7日ごろから学校が始まったり、クラブをやりだしたりしたら、帰ってこれないのは当たり前です。

先ほどもたとえで言いましたけれども、思い入れというのはみんなあるわけです。僕も、今、子どもの話をせん日はないというぐらいに子どもの話を夫婦でしてます。みんなそんなんして、子どもを大きくして、二十歳まで来た。やっぱり、数多くの方が成人式に来れるように御尽力いただきたいと思います。

最後になりましたけれども、教育委員会委員の任命者である市長、私、1つ目の質問もそうでした。2つ目の質問もそうです。若干、私たちの目線と行政の目線がちょっと違っているんじゃないかなと気がするわけです。その点、任命権者である市長は、どういうふうにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 阪中議員の御質問、初蹴りを正月の2日の日ですか、学校の施設を開放できないかという問題、また、ただいまの成人の式典を正月の1月3日にできないかという問題。それでは、国が決めた成人の日が間違ってるということになるのか、それとも成人の日の前後に二十歳になった皆さんがたをお祝いするのがええのか。それじゃあ、正月を先にして、1月1日は正月と決まっていますが、正月を変えた人はいないわな。

そういうことで、国で成人の日とか敬老の日とかいろいろ決められておりますけれども、それはやはり祝日として、当然、お祝いをしていくことが一つであり、またそれが必ずしもその日に、成人式なら成人式をやらなくてはならないというものではないと思います。ただ、日を変えてやるということは、正月3が日、年末年始に海外旅行へ行きたいんやとそんなときにされて行けるかという人も出てくるんじゃないかと、いろいろあると思います。

そんな中で、逃げるのではありませんけれども、実行委員会制をとっていただいて、多くの対象者の皆さん方の意見を反映してやっておるということに御理解をいただきたいなと思います。

学校の開放問題につきましては、今後の課題として、調月のサッカーチームのみならず紀の川市全体の中で、もちろん決定は教育委員会にさせていただきますけれども、いろいろと相談をさせていただいて、市民が活用しやすいようなことに今後なっていけばと思っておりますので、御理解をいただきたいなと思います。

○議長（西川泰弘君） 以上でよろしいですか。

○6番（阪中 晃君）（質問席） ありがとうございます。

○議長（西川泰弘君） 以上で、阪中 晃君の一般質問を終わります。

---

○議長（西川泰弘君） 次に、2番 室谷伊則君の一般質問を許可いたします。

2番 室谷伊則君。

○2番（室谷伊則君）（質問席） ただいま、議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして一般質問を行いたいと思います。

今回、私はエコ農業推進の角度から、紀の川市農業の今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

まず、1つ目にエコ農業、観光農業の個々の取り組みについてということであります。

2番目にエコファーマー認定農業者及び和歌山県特別栽培認定農業者への支援、3つ目に市独自の営農指導員の配置についての3点について質問させていただきたいと思います。

まず1点目に、エコ農業、観光農業への個々への取り組みについてであります。

現在、紀の川市には大きく分けて、エコ農業と従来農業の環境農業があると思います。今後、市としてはどのような農業形態を進めていくのか。また、こういった2つの異なる栽培方法について、どのような取り組みをしていくのか、まず1点目のお答えいただきたい

いと思います。

次に、エコファーマー認定農業者、和歌山特別栽培認定農業者への支援についてであります。エコファーマーとは、環境に優しい農業に取り組む栽培計画を策定し、和歌山県知事から認定を受けた農家のことであります。また、特別栽培認定農業者とは、節減対象農薬と化学肥料の双方を通常栽培、先ほど述べさせていただきました観光農業の農薬、化学肥料を半分以下に減らし、和歌山県が定めた生産基準に合格した農産物を生産する生産者、少しややこしいんですけども、そういった生産者を示唆しております。

紀の川市においても、減農薬、有機栽培を中心とした生産を行う生産者がたくさんおります。また、我が国においても、今、安全安心を強く取りざたされてる時期でもございます。政権与党である自民党政権においても、自民党では国土強靱化、公明党では防災・減災、ニューディールを施策の柱に、国民、市民の命を災害から守るべく社会資本の強化に取り組もうとされております。その命の根幹をなす食の安全安心も、非常に今、重要な時期ではないでしょうか。現況に優しく、かつ人に優しい栽培方法で生産されている生産者に対して、市独自の支援をしていくお考えはあるのか、お聞きをいたします。

3番目でございますけども、市独自の営農指導員並びに指導員の配置についてであります。

現在、紀の川市行政において、部署によっては専門職員の設置をしております。これは事務局で調べていただいたのですけれども、一級建築士、手話通訳士、発達相談員、保健師、看護師、栄養士、技師等々、まだほかにもございますけども、専門知識を持たれた職員及び嘱託員が配置されております。そこで、紀の川市の基幹産業である農業の分野においても、エコ農業に精通した農業指導員がぜひとも今後必要になるのではないかと考えられます。

現在、紀の川市の農業の置かれている状況は、大変厳しい市場競争にあります。また、環太平洋連携協定（TPP）に参加すれば、一番ダメージを受けるのが農業であります。このような厳しい状況下におかれている農業、農家を守っていくのも行政の役割ではないでしょうか。JAさんも農家のためにいろいろと御指導いただいておりますが、行政は行政として紀の川市農業を守るため、確固たる施策、また農家の目標を示していくべきではないかと考えますけど、市の考えはどのようなのでしょうか。

以上、この3点について答弁を求めたいと思います。これで1回目の質問とさせていただきます。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、ただいまの御質問についてお答えをいたします。

まず、1点目のエコ農業、観光農業の個々への取り組みについてお答えを申し上げます。紀の川市の農業は、年間を通じて多種多様な野菜、くだものなどの農産物が収穫できる

恵まれた農業、環境下にあり、以前から生産者と営農支援を担うJAなどが連携をとり、地域の気候や土壌に適した優良作物の推進や生産、栽培技術の向上を図るなどして、農家収入の安定化に取り組んでいったところでございます。

また、消費者が安全で安心した農産物を求める傾向にあることから、生産者もこうした需要に対応すべく、徐々にではありますが有機農業の導入など、観光型農業から一線を画したエコ農業へ転換する農業者もふえていきつつあります。こうした方は、県のエコファーマーや特別栽培、農産物認証制度の認定を受け、共通認識を持つ者同士が協力し合い、より安全安心の付加価値をつけるため、農作物の栽培方法などの研究や市場販路拡大にも御努力されていると聞いてございます。

本市としましては、平成25年度から向こう5年間の長期総合計画後期計画において、農業振興施策としての目標実現のための取り組みの1つに環境保全に配慮した農業の推進を掲げております。市の独自施策を打ち出せるか難しい問題もありますが、施策の取り組みを鋭意進めてまいりたいと考えております。

次に、エコファーマー認定農業者及び和歌山県特別栽培認定農業者への支援についてでございますが、現在、いずれも和歌山県の各振興局や県農業協同組合連合会等が担当窓口となりまして、認定申請など事務を行っているところであります。また、本市としましては環境保全型農業にかかる国補助事業の実施や、那賀地方あるいは市で組織する団体の皆様とともに有機農業や農作物の高品質化などの研究や推進に取り組んでおるところでございます。

安全で安心な農作物の生産を目指すエコファーマーや和歌山県特別栽培農産物の認定を受けるためにはハードルが高く、また制度認定や生産コストにかかる費用などの負担も高額になることから、関係機関や関係農業者の皆様とも御相談しながら有効な支援策等について、調査検討を進めていきたいと考えております。

次に、市独自でエコ農業に精通した営農指導員の配置についてでございますが、営農指導員は農業協同組合法に基づき、農協が組合員の農業経営及び技術の向上に関する指導を実施するために設置しており、また、都道府県では農業改良助長法に基づき、直接農業者に対して農業経営の改善、または農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導にあたるとしてございます。目標として、普及員を設置してございます。これらの専門職員は、大学の農学部や国の農業関係試験場、附属養成研修所、また農業大学などで専門知識を習得した者が採用され、業務についていると聞いております。

本市としましては、このような豊かな知識と豊富な経験を有する職員を配置しているJAや県と綿密な連携を図り、農業に従事する皆様への指導体制が強固なものとなるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、市職員にあっても農業知識の向上が図れるよう、今後、専門職員から指導を仰ぐ機会を設けてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

2番 室谷伊則君。

○2番（室谷伊則君）（質問席） 2回目の質問ということで、今、部長から答弁をいただきました。中にもありましたけども、後ほど伺いさせてもらおうと思ってましたが、答弁の中にもありました長期総合計画の後期の基本計画の目標の取り込みということで、この中に私が今回質問させていただいた中でのエコについての推進ということも明記されているようであります。

先日いただいた基本計画の冊子の中に、環境保全に配慮した農業の推進ということでもあります。その中では、エコ農業推進事業を目指していくという大きな目標が掲げられております。

また、数値目標もあげられておまして、成果指数ということでエコ農業認定農業者数ということで、平成23年度の値ですけれども平成23年度では407人、そして長期総合計画後期の最終年度でございます平成29年の目標値としては、407名から550名にまでエコ農業の認定農業者を増加させていく。この差、143人という目標が掲げられておりますけども。こういった目標も大変大事なんですけども、この目標を書くということはどういうプロセスをもって、またどういう形でこういった数値目標に到達させていくのか。そして、この安全安心、基幹産業である農業の紀の川市が中心とした産業を増加させていくのか、その辺について市当局の進め方についてのお考えがあれば聞かせていただきたいと思っております。

そして、先ほど答弁いただきました2番目のエコファーマー認定農業者、和歌山県特別栽培認定農業者への支援の中でございますけども、部長の答弁の中でいろいろ申請に際しては手続等に費用がかさんでくると。そこらの部分については今後、検討しながら、そういった手続費用への支援をしていただくような答弁だったかと思うんですけれども。

そういったことも大変重要なんですけども、私が申し上げたいのはこういったエコファーマーを推進していくためには、一例をあげれば堆肥の購入であるとか、またそういった微生物を使った栽培をされてる農家さんについては微生物を購入する費用、そういったエコに関する資材を購入する部分についての支援なり援助なり、また機械、エコ農業に関する草刈りに使用する器具の補助なり等々を、そういったことを具体的にエコ農業を推進されてる方に支援していただければなということで御提案もさせていただきたいと思っております。その点についての答弁をいただきたいと思っております。

2回目はこれで終わります。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（自席） それでは、ただいまの御質問についてお答えをいたします。

長期総合計画後期計画に盛り込んでいる環境保全型に配慮した農業を推進していくため

の施策、また成果指標の1つであるエコ農業認定農業者数を、最終、平成29年度までに550人までに引き上げる取り組みについての御質問であります。

今後、安定的な農業経営を続けていくために、消費者の誰が見てもわかる安全安心な農作物をいかに栽培し、需要に応じた数量をいかに供給していくかということに尽きると思います。

先ほどの答弁の中でも、エコ農業を実施している農業者が徐々にではありますが増加していると申し上げました。しかし、エコ農業認定農業者数は現在、先ほど平成23年度で407名とありましたが、現在416名であり、平成29年度目標値の550人には大きな隔たりがあります。農業で生計を立てている皆様には栽培方法も含め、御自身の農業に確固たるこだわりをもって就農されていると思います。エコ農業等を実践されてる方は特にその思いが強いと感じております。

市としましては、そうした方々の御意見、御要望をお聞きした上で早急に有効な施策の取り組み、先ほど支援のあり方についてのお話がありましたが、そういう方向性を見出していきたくて考えておりますので、御理解のほどよろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ございますか。

2番 室谷伊則君。

○2番（室谷伊則君）（質問席） 3回目の質問になります。

今、1、2、3番の質問をさせていただきましたけども、全般にわたりまして最後に市長に御答弁をいただきたいと思うんでありますけども。

市長もみずからエコ農業に取り組みされており、私が質問させていただいた分についても大変御理解いただけると思っております。これから農業は他府県、また他市町村との違いを出していかなければ厳しい時代でございます。そういった観点からも、エコを前面に押し出した農業施策の展開をしていただき、また、これから安全安心を明記した農産物が市場を先取りする時代もそう遠くはないような気がいたします。

このようなことから、農業指導員の設置、またエコ農業の推進に対する市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） エコ農業についての室谷議員の御質問。今、議員からもお話がございましたように、私も30年以上前から有機肥料、低農薬ということで果樹栽培をしております。議長も一緒であります。そのうちの一番劣等生で、二番手が議長ではないかなと思うぐらい、怠けてる取り組みの一人であります。

しかし、安全安心な、もう30年以上前からそれに取り組んでることに多少の誇りは持っておりますけれども、やはり見てくれよりも安全安心、そしてつくったものを無選別で消費者に送れる、そんなことによって多少値段は安くても全体の収入から見ればJAさん

には申しわけないですけども、見てくれ、また大小、いろいろと選別をしてやることによって、相当はねなきやならない製品ができる中で、収入自体は変わらないのではないかなど。むしろそれよりも上をいくんではないかなと思います。

つくった以上、安全安心で高く売れることが大事であります。しかし、エコなり環境に優しい農業ということの中では、行政がリードして皆さんやりませんかということでは私はなかなか進んでいかないと。野菜なら野菜、くだものならくだもの、くだものの中でも桃とか柿とかミカンとかハッサクとか、その部門部門で自分がやろうとする部会を立ち上げて行って、そして先ほどお話のあった市の職員なり、農協の技術員なり、専門的な分野で応援できないかということでありましたが、私はむしろそういう職員よりも、実際に農家で農業者として取り組んでの方がまさに指導者の唯たるものであると信じております。

そういうことで、学校で習った、机の上で研究した、そういう指導者じゃなくして、自分たちがいろいろと、夜、勉強会等々をする中で、こういうふうにやっっていこうということの積み重ねが一番大事ではないかなと思っております。そのグループを3人、5人、10人と。我々は30人ほどのグループではございましたが、昼間のいろいろな農作業でくたびれておっても、夜の10時11時までいろいろと話し合い、研究をして、私はあんまり出席はしませんでしたけれども、皆さん方が重ね重ねていいものにしていったと。農林大臣表彰までいただいた経緯があるわけで、それはやっぱり1年や2年でやれるものではなく、そういう皆さん方の各部門部門の積み重ねが、またその上で国なり県なり市町村が応援できる部分についてはしていくという取り組みを今後大切にしていかなくちゃならないと思っておりますので、室谷議員も生産者の一人として、またいろいろと研究されておるようではありますが、その仲間をふやしていただいて、そして市のできることにについてはこんなことがあるんじゃないかということで御教授を賜れば、市も応援をさせていただくということにしていけたらと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、室谷伊則君の一般質問を終わります。

---

○議長（西川泰弘君） ここでしばらく休憩いたします。

再開は2時15分といたします。

（休憩 午後 2時04分）

---

（再開 午後 2時15分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、5番 吉田隆三郎君の一般質問を許可します。

5番 吉田隆三郎君。

○5番（吉田隆三郎君）（質問席） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして2件の質問を行います。

まず1件目のごみの収集と広域処理施設移行後の諸問題について質問を行います。

本市は、平成18年10月よりごみの収集及び処理を全市統一した分別収集の開始をいたしました。その結果、ごみの資源化、リサイクル、焼却ごみの減量化には成果も生まれ、温暖化や地域の循環型社会の構築に向けて、新たな展開を目指してまいりました。収集方法も全市統一によりまして、各地域に集積場所を決め、ごみを集めて管理することを基本として進められてまいりました。しかし、決められた集積場所が自宅より遠くて、ごみ出しが困難な方や、地域によりましては集積場所が決められないところ、ないところも少なからずあります。そこで具体的な項目に分け、質問をいたします。

1点目は、ごみの集積場所まで何らかの事情があってごみ出しが困難な人の対策をどのように講じていくのかお伺いいたします。

2点目は、集積場所をどのような方法で、また基準で決めているのか、住民の総意で決められているのかお伺いをいたします。

3点目といたしまして、収集車が入れない地域への対策はどうしていくのかお伺いします。

4点目は、集積場所は基本的には町内会、自治区で管理されていまして、集積場所や集積用かごたいの清掃は住民の方々の交代で行っているところが多く見受けられます。しかし近年、自治区に加入しない家庭がふえてきていまして、ごみ問題を含め地域でいろいろと取り組まれています自治区の事業や運営にも影響が出ているところもあります。このように自治区に何らかの理由があって区入りしていない家庭に対して、ごみ出し等の対策についてお伺いします。

5点目は、紀の海広域施設組合移行後のことについてであります。収集ルートや回数、時間等、市民サービスについて交代なく行われているのかお伺いいたします。広域処理施設は、平成27年11月に操業を開始する予定で進められています。試運転には3～4カ月を予定されていますことから、平成27年7月ごろには市内のごみは広域施設組合に集められ、処理することになります。収集ルートも大きく変わるようになりますが、市民への影響についてお答えください。

6点目は、ごみの減量化をさらに進める対策をどのように検討されているのかお伺いをいたします。

冒頭に述べましたが、本市は平成18年10月より全市統一した分別収集が進められ、それまでのごみの総量が約2万3,000トンであったものが平成23年度では1万8,700トンまで減量化に成果をあげています。その要因といたしまして、市民の減量化への認識、分別による資源化やリサイクルが進んだこと、そして人口が減少していることがあげられます。

市民一人当たりの排出量は、平成18年度で907グラムであります。分別以後の平成19年度から平成23年度までは760グラムから770グラムを推移しています。分別の効果は出ていますが、近年横ばい、頭打ち状態にあります。長期総合計画では、平成2

9年度の目標値は年間2万トンと計画されております。既に1万8,000トンまで減量化しているわけですから、計画は無理をせず一定の減量化の成果でよいのではないかとといった考えが伺われます。

循環型社会への形成を進める上では、さらなる研究を行い、燃やすごみをもっと減らすためにはどうすればよいかといった対策や計画を立てることが求められております。ごみのさらなる減量化について、行政側の取り組みについて御答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、吉田議員のごみ収集と広域処理、今後の諸問題等についてということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、ごみの収集場所まで、どうしても体の都合等により持っていけない人の対応をどうするかということがございます。これにつきましては、市といたしましても継続しておりますごみ収集につきまして減量化、環境の美化の観点からステーション化を推進している現状でございます。そうした中、高齢者や体の不自由な方、市民の方等、どうしても集積場所へ持っていけない方もございます。そうした方につきましては、地元地区の区長さんや民生委員さんの方々と協力、連携いたしまして、地域の支え合い、助け合い等で地元において集積場所まで運んでいただいているのが現状でございます。そうしたことから、まずは地元の区長さんや担当課であります廃棄物対策課のほうまで御相談いただければと思います。

次に収集場所等につきましてはの基準でございますが、収集場所につきましては地元区の中で収集に適した場所を決められまして、住民の協議の中で決定されていると思います。そうしたことで住民の総意で決められてるのかということでございますけれども、市といたしましては区長さん等からの申し出いただいた場所でございますので、地元の総意で決定していただいていると認識してございます。

ただ、5町合併後、7年が経過いたしましたけれども、まだまだ集約が進んでいない地区もございます。現在も集約化に向け、区長さんを中心に取り組んでいただいている現状でございますが、集積場所が確保された地区におきましては、申請によりごみ集積場所設置補助をいたしておりますので、御利用いただければと考えてございます。ただ、そうした中で区長さんから集積場所を設置する場所等をどうしたらいいのかという質問等も受けてございますが、まずは公共用地の未利用地や水路利用等々、地元で検討、または協議いただいて関係課のほうへ相談していただけたらと思います。

それから3点目でございますが、収集車が入れない地域の対策ということで、市内各地域、いろんところがございます。そうした中で、収集車がどうしても入っていけない地域、密集した地域がございます。そうした地域につきましては市民の方や区長さん等からは今現在も相談はない状況でございますが、市といたしましてはまず相談いただければ、

現場確認等を行って、関係者とも十分協議して対応してまいりたいと考えてございます。

次に、理由があって区入りしていない家庭のごみ対策ということで、区入りしていない家庭のごみにつきましては、市のほうへ相談いただきました結果、住んでおられる地域、粉河では粉河支所、貴志川では貴志川支所のごみ収集日に合わせまして、地域の支所へ搬出していただいているのが現状でございます。

しかしながら、そういう方の中にも燃えるごみとびんとか缶とかが混入してる場合がございますので、そういった中では分別指導を行っているのも現状でございます。また、現在、分譲地や賃貸住宅等の開発協議に要する計画につきましては、事前協議、当初よりごみ集積場所の問題につきまして、所在する自治会と十分協議することを指導しておりますが、地元自治会におきましてもごみ集積所の収容能力に余裕がない実情等もあり、ほとんどの場合、開発時にごみ集積所を設置しているのが状況でございます。

次に、広域ごみ処理施設の今後の収集ルート、収集回数等の御質問でございます。紀の海広域施設組合ごみ処理施設完成後のごみ収集につきましては、従来どおり、市の業務となりますので、現状の収集形態とは変わりなくごみの分別収集、燃やすごみにつきましては1週間に2回収集、古紙とプラスチックにつきましては1週間に1回、缶類、びん類は2週間に1回等の収集回数は継続しなければなりません。搬入先であります現在の新施設までの距離の時間のロスや経費等、無駄のないように収集ルートまた収集日等について、今後、確認、検討を行っていきたいと考えてございます。また、収集方法につきましても、ステーション方式による収集を行ってまいりたいと考えてございます。

次に減量化でございます。議員御指摘のように、ごみの量につきましては、年々、総排出量につきましては横ばい状態、ただ人口が減っているという状況でございます。そうした中で、紀の川市の問題といたしまして、生ごみの減量化につきましても、長期総合計画の中におきまして、施策目標として「環境に優しい暮らし方をし、きれいなまちで生活している」と市民生活を唱えてございます。特にごみの減量化、資源化の推進、取り組みといたしまして、各戸に配布する市広報やごみ収集カレンダー等により、市民への啓発活動を実施してございます。また、ごみの減量化にもつながる集約化を進めるべく、区長会等の協力を得ながらごみ集積施設設置補助事業を引き続き推進してまいりたいと考えてございます。

ごみの減量化となりますと、市民の方々の御理解と御協力が不可欠でございますので、最大の成果を上げることを考え、今後とも地道な啓発活動を行っていく考えでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問。

5番 吉田隆三郎君。

○5番（吉田隆三郎君）（質問席） 今、答弁いただきまして、2回目の質問でさらに深く伺いするわけでありませぬけれども。

ごみ出しの件で、困難な人の件ですね。例えば、体のぐあいが悪い方、高齢者で困難な方もおられます。その中には、介護サービスも受けられない方もおられるわけですが、それから近隣の協力、区長さんや民生委員さんとの協力の中でごみ出しを行っている方もおられるようでありませうけれども、プライバシーの問題も絡めていろいろ事情があって、そういう援助が受けられない方、細かいことになりますけど、これらについての対応をお伺いするわけでありませう。

それで、どうしても遠い方もあるというところについて、収集車が入れないとかいろいろな特殊な事情がありますけれども、そういう特別な事情があると行政が判断した場合に、個別収集を行うのかお伺いをします。

それから、集積場所の件ですが、自治区また地元の協力、総意の中で、集積場所を決めているということでありませうけれども、地域で決められることで自分とこの近くに集積場所を決められた場合、みんながそれを求めているのに自分とこの近くにやられたときに、多数の中で決められていくと。結果はどうかと言うと、においと汚水で実際は困っているという方もおられるわけですが、その人は我慢我慢してるわけですが、そのことをなかなか近所のことを口に出せないという相談を受けたわけですが、また、集積場所にかごたいを置くわけですが、それぞれ工夫もされておりますけども、世界一美しいまち、紀の川市にふさわしくない、景観上、余り好ましくないんじゃないかといった意見もありますので、その点で市の見方についてお伺いをいたします。

次に、広域の施設組合への移行後についてでありますけれども、現在、稼働しています市内の処理施設、これをどうしていくのかという問題があるわけでありませう。解体するという方向につきましては、以前にもお聞きしているわけでありませうけれども、解体に当たってはどのぐらいの費用がかかるのか。また、その跡地の対策をどうするのか。土壌汚染についてはどうするのかといった問題もいろいろ絡んできます。また、戻りますけど解体するのは費用がかかる。その財源をどうするのかといったこともこれから心配せんならんことでありませうので、市の今後の対策についてお伺いをいたします。

現在、市内で処理施設で働いておられる正職員以外の方々の処遇、今後のお仕事についてはどうなるのかということです。解雇しない方向で対策を講じていくべきではないかと考えませうけれども、紀の海広域施設組合でも新たな雇用も計画されると思うんです。そこで、その点での不明でも雇用の問題について、現在、働いておられる方についても対象にして話を出していくのかどうか、その点をお伺いします。

それから、最後の減量化でありますけれども、以前からいろいろと私を含め、議員からも提案させていただきましたけれども、まずは、今、部長がお答えされた生ごみですね、これの減量化を大きな目標にしなければなりません。そのための堆肥化や水きりの問題、水切りを徹底する問題、さらにバイオマス化など、いろいろ自治体で取り組める減量化を積極的に行っていく。また、そのためには市民の協力を得ながら実践していくということが大切であります。市がこの研究で先駆的な姿勢を示してこそ、市民と一体となって循環

型社会を構築していくことが大切だと思いますので、その点での考えをお願いしたいと思っております。

参考にですけれども、私はいつもごみは税金をかけて燃やしているということを表明しておりますけれども、ごみを燃やすということはどういうことかという認識を改めて皆さんにお聞き願いたいんですけれども。ごみを焼却炉で燃やす、それはもちろんごみと酸素が必要ですから、それだけの総量があるわけです。そのごみと酸素の総量が燃えた後は灰が残ります。そうするとごみが減ったと思うんです。しかし、それではなく、ごみの重さと酸素の総量、それは残された灰とあとはガスになって出ていくわけです。そのガスが二酸化炭素なんです、大きく言えば。だから、燃えたときにはほとんどが水蒸気ですけれども、水蒸気は軽いですからどんどん上へあがっていく。二酸化炭素は比重が高いですから、1.5倍ぐらいありますから、どうしても酸素より下に蓄積される。それが今の温暖化の大きな原因になってるわけです。

そういう物質不滅の法則というのがありますので、そこは認識していかないとごみを燃やしたから減ったという認識ではなしに、減った量だけを大阪湾に放ってきたらええんやという考えではなしに、地球全体を汚していくんやということを考えた場合に、やはり燃やす量を減らすべきやということを今後も認識していただいて、徹底していただきたいと思っております。

その点は、私なりの論理でいきましたけれども、1トン、今度は135トンの量は広域で燃やされるわけですが、ざっと135トンを燃やしたとしますと、それ以上の酸素を使って燃やすわけです。灰は10分の1以下になりますけれども、それだけに水蒸気と二酸化炭素、あとは重金属と細かいところはあるんですけど、ほとんどが二酸化炭素にかわるだけやと、形が変わって、目には見えない形になりますけれども、それだけ環境破壊を起こしていると。それは皆さんも御存じのように、生命体には大きな影響を及ぼしていくし、環境破壊を引き起こすことにもなってしまいます。こういう論理で、私は燃やすごみを徹底して減らすべきやということを言ってるわけです。

その点についての、先ほど部長から御答弁いただきましたけれども、市民への啓発、それと同時に具体的に生ごみをさらに減らす努力をしないと、近年、横ばい状態になっている、かなりの成果をあげているのは私は先ほども言いましたように認識しております。しかし、これからさらに5%10%減らしていく、それを継続的にやっていくという努力を私は進めるべきやと思いますので。えらいきつい質問になろうかと思いますが、それをさらに努力していただきたいと思っておりますので、その点での御答弁をお願いします。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（自席） まず、ごみ収集ということで、ごみを収集場所まで持っていけない方への対策ということで、福祉の立場からお答えいたしたいと思っております。

御自分でごみの処理やごみを集積場所まで持っていけない高齢者の方や体の不自由な方への対応ということでございます。これまでは、介護サービスでも対応はできなかったということでございますが、紀の川市の各介護サービスを行っている事業所に協力をお願いいたしまして、市独自の取り組みとして家事援助で対応していただけるようにということで、皆さんをお願いして、御協力を賛同いただいたところでございます。

ただ、介護サービスを受けられていないという方もございます。そういう世帯の方につきましては、現状では地域の皆さん方に支えられていただいて、頼らざるを得ないというのが現状でございますけれども、やはりごみを現場まで持っていけないようになってきたということは、以前に介護等々を検討されたときよりも体が不自由になってきているということやと思いますので、まずは介護認定をもう一度受けていただくと。そして、その段階でできるだけ介護サービスを受けられる体制を整えていただけるかどうかということをも確認していただきたいなと思います。

それでも、まだちょっとという方も現実にはあると思いますけれども、その辺は先ほど市民部長も言われましたけれども、現状としては今の時代、地域の皆さん方に支えていただきながら、民生委員さん、区長さん、もちろん近所の方々に支え合っていただきながらやっていかなければ、行政もやっていけない時代になってきております。地域福祉という原点に戻っていただいて、皆さん方に御理解いただきながら、御協力いただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（自席） それでは、吉田議員の再質問ということで、体の悪い方のごみを持っていけない方で、個別収集の考え方はあるのかということでございます。

先ほどの答えと重複するかわかりませんが、ごみの集積場所につきましては、集約化を推進いたしまして、減量化に取り組んでいる中、ごみの個別収集は実施していないのが現状でございます。そんな中ですが、いろいろな事情でごみ集積場所に持っていけない方々に対しましては、何回も言いますが、地元の区長さんや民生委員さんに相談していただくか、担当課に相談していただき、その上で行政として何ができるか、また地域の理解、協力を得る必要がないか等々を検討させてもらい、相談させていただきたいと思っております。

次に、集積場所のにおい等のことでございますけれども、まずは、地元の集積場所を管理していただいている区長さん、それから役員さんの方に相談していただきたいと思っております。それから、市の担当課のほうへ連絡いただきまして、現状等を見させていただいた上で地元と協議しながら解決策を講じてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

それから、次の現有の処理施設を今後どうするのかという御質問ですが、新施設完成後の現在の紀の川市の廃棄物処理施設につきましては、基本的に廃止という形になりま

すが、現時点では稼働してございますので、解体計画につきましてはまだ検討していないのが現状でございます。

まずは、先ほどの御質問にもありましたとおり、収集ルート等の検討を優先しております。それを検討する上で収集作業員の拠点となる場所も必要となる場合や市として有効利用できないか等々確認しなければならないと考えてございます。

ただ、かなり老朽化している施設で、借地を利用している施設もございますので、そういう施設につきましては新施設移行後、速やかに解体できるように、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

ただ、平成27年度の稼働ということで、合併特例債の適用最終年度となることから、その費用等につきましては、市単独での費用になるかと考えてございますが、かなりの財政負担が見込まれることから、今後の財政状況等も見きわめながら、慎重に考えてまいりたいと思っております。

そうした中で土壌調査等につきましては、以前にも貴桃クリーンセンターのごみ焼却施設の解体工事の際におきましては、施設内のダイオキシン類の曝露防止等も行っております。それから、解体後の土壌汚染調査等も実施してございます。

それから解体の費用ということでございますが、貴桃クリーンセンターの解体工事におきましては、約8,400万円余りの解体費用がございまして、ただ、今現在、残っております粉河、打田、那賀の施設につきましては、それぞれ構造等も違っております。そうした中で、どれだけの費用がいるかということにつきましては詳細な算定はしておりませんが、1カ所1億円として3億円近い金があるんじゃないかというのが、私個人的な推測でございますので、御理解いただければと思います。

それから、現在、就労している人たちの方向性でございますが、現在、ごみ収集に携わっている作業員につきましては、臨時職員等が多数いるわけで、新施設移行後につきましては、現有人数と必要人数につきましては、焼却処理に携わっている人の部分が余剰人員になってくると考えてございます。いわゆる収集につきましては市のほうで実施する必要がございますので、今の焼却処理にかかわっている人が余剰人員になってくると考えてございますが、そうした中で、今現在、新しい定年等で辞められる方もございます。そうした方の補充につきましては、1年以内の期限付きの臨時職員を雇用し、最小人数の経費で最大の効果ということで業務をしてございます。

また今後、新施設において紀の海広域施設側の業務運営計画の中で市ができる業務がないか2市1町で協議し、その上で臨時職員等の雇用についても検討してまいりたいと考えてございます。

なお、組合では施設の管理運営の素案づくりをするために、平成25年4月に2市1町と組合により施設管理運営検討委員会を立ち上げる予定となっております。

それから、総括的に生ごみの減量ということでございますが、いわゆる生ごみの減量につきましては、地道な啓発活動を行ってまいりたいと考えてございます。そうした中で、

今後の紀の川市を考えていきますと、議員の御質問の中にもありましたように、減量だけでなく堆肥化や環境に優しい施策の検討をしていかなければならないと考えてございます。そのことから、市のバイオマス構想などにより関係各部署と連携し、循環型社会を目指して検討してまいりたいと考えてございます。

また現在、紀の海広域施設組合により処理計画にも着手してございますが、構成する海南市、紀美野町、紀の川市の2市1町によります広域的な連携をとりまして、2市1町によります一般廃棄物処理計画で掲げております、発生、排出抑制等の方策等の内容につきましても、十分検討して進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ありませんか。

5番 吉田隆三郎君。

○5番（吉田隆三郎君）（質問席） 最後の3回目になります。市長にお伺いするんですが、この細かいところについてはまだ答弁が不満足のところもあるんですけども。

1つは部長がおっしゃったように循環型社会を目指してまずやっていただくということ、それは紀の川市だけでなしに広域でも実践していくと。紀の川市だけできたらという自己満足はせず、広域になっても必要やと思って、広域の施設建設については賛成の立場でそういうことを、それが一つの条件で賛成させていただきました。紀の川市がそれを率先して牽引していくということが大事かと思っておりますので、今後、その点をよろしくお願いしたいと思っております。

それから、今現有の施設、先ほど部長におっしゃっていただいて、これからのことになるんですけども、現実には2年後には広域のほうに移行するわけですから、そうなったときにその跡地をどうするのか。財産区との関係もあります。場所場所によっては、いろんな条件が違うんですけど。基本的に市としては、全体を今後していくのかということ。

費用については、場所場所によってかなり異なると。部長がざっと1億円はいるんやないかという見解、それは部長の見解ですけども。その費用については、費用をかければそれに対する効果というのは期待できるわけです。解体しますとそれだけの費用になってしまうんです。非常に残念なんですけど、仕方ないんですけども。その上に立って、今後、市がそれを契機にしてその跡地をどうするかということについて、市長の見解をお願いしたいわけです。

それと、答弁でちょっと漏れた点を指摘しておきたいんですが、土壤汚染についての調査は必要やと。現在は大分検査されてる。国基準の汚染状態についてはクリアしてることは前にもお聞きしてあるわけですけども。解体後の土壤汚染もきれいにして、今後の跡地利用のことを考えていかなるを得んと思っておりますので。市長はその点をどのように考えられてるのかをお伺いします。

それと就労の件です。今現在、働いておられる人はそのまま収集関係についてはそのま

まいけると思うんですけども、現施設で働いておられる方もおられると思うんです。その方が仕事をなくしてしまうということのないような形をとっていかざるを得んと思うんですけど、その点、市長はどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 2市1町、紀の海のごみ処理場、桃山地域の皆さん方の御理解、またいろいろな面で近代的なごみ処理場、また、特に資源の再利用、エコに努める処理場が平成27年供用開始に向けて、進めをしておるわけであります。

そんな中で、吉田議員御質問の既存の焼却場は解体が終わっておりますが、今度新しいのができたときには打田、粉河、那賀の施設処理場を解体していかなきゃならない。跡地利用、もちろん、ダイオキシンの問題もあって、翌年にするのか、1年ぐらいおくれるのかそれは別として、解体をしていかなきゃならない。その跡地利用については、地域、また市としていろいろと相談をさせていただきながら、有効利用ができるようにしていけたらなと思っております。私は1億円もかからないと思っております。貴桃の焼却場については5,000万円弱でできたんじゃないかなと思っております。まだ、一部、建物が残っておりますので、焼却場じゃなくして事務所が残っておりますから。全体を更地にするということになれば、あと2,000万円ぐらいはかかるんじゃないかと思っております。

そこらあたり、金額はまだはじき出しておりませんが、先ほど部長がざっとの計算で申し上げて1億円ぐらいはかかるんじゃないかということでありましたが、余り少な目に言うといて多いやないかということになるのやったら、1億円と言っとくほうがええんかなと思っておりますけれども。そんなにかからんのではないかなと思っております。

それと、今働いていただいております収集業務等々、焼却場で働いてる職員、臨時が非常に多い中で、こういうこともあろうかということで市になってから特に採用はしてないわけでありまして。それかといって、平成27年が来たら失業やでというのも酷な面もございますし、できるだけ長期にわたっての御苦勞をいただいた方には残っていただけるようなことも考えていかなきゃならんと思っておりますが、何名残して何名辞めてもらうとかそういうところまではまだ考えておりませんので、いろいろな面で融通できる、市全体の中での職員、臨時の職員においても配置も含めて考えていかなきゃならんと思っておりますので、御理解いただきたいなと思っております。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（自席） 済みません。先ほどの解体等の財源の中で、平成27年度で合併特例債が終了する云々というお答えをさせていただいたかどうか不確かなんですけども、合併特例債の最終期限につきましては平成32年度ということで、解体に要する起債の適用が受けられるかどうかというのはわかりませんので、その点で市の単独事業になるということで訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で、ごみ収集と広域処理施設移行後の諸問題についての質問

を終わります。

続いて、原付バイクのナンバープレートにご当地プレートの導入についての質問をお願いいたします。

5番 吉田隆三郎君。

○5番（吉田隆三郎君）（質問席） それでは2件目の質問に入らせていただきます。

質問は提案に近いんですけども。原付バイクのナンバープレートにご当地プレートを導入してはどうかという質問であります。原付バイクのプレートといいますのは、自動車の車両番号と違いまして、軽自動車税を納付したことを示す課税標識であります。道路運送車両法に様式は定められておらず、管轄は市町村の税務課であります。ナンバープレートの形状や図がらを市町村の裁量で自由に決められることができるわけであります。

紀の川市の伝統文化、食べ物等、紀の川市を表現するデザインを公募するなど、ご当地プレートを導入することについてはどうかという提案をさせていただくわけであります。この取り組みを市民と一緒に考えるプロセスが、まちづくりにもつながるものと考えております。走る広告塔として、また、まちの紋章としてご当地プレートを導入することにつきまして市の答弁を求めます。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（登壇） ご当地プレートの導入についてお答えをいたします。

長期総合計画の平成25年度からの後期基本計画では、豊富な農産物、緑豊かな自然環境、豊かな歴史や文化資源などの地域資源を積極的に活用すべく、行政をはじめ観光やイベント、特産品などさまざまな紀の川市の情報を市ホームページをはじめ、あらゆる情報媒体を利用して、市内外に広くPRして、観光交流人口をふやすなど、紀の川市の知名度を向上させ、まちの活性化を促すという基本的な考えを持ってございます。

議員仰せのご当地プレートは、市町村ごとにユニークな形状、図がらを採用した原動機付自転車、及び小型特殊自動車向けのものであり、道路運送車両法で定められている自動車のプレートと異なり、市町村の裁量で形状や図がらを定めることができることから、全国的に導入、または導入間近という市町村の数がふえてきております。導入している各市町村、それぞれ、いわゆるご当地をイメージさせるキャラクターなどの素材を使用して表現してございます。例えば、東大阪市はプレート全体にわたってラグビーボールをデザインしたもの、また奈良県大和郡山市はプレートの右側に金魚と桜の絵がデザインされたもの等々、交付してございます。

紀の川市におきましては、市の木、きんもくせい、市の花、桃、市の鳥、うぐいすと制定してございまして、当然、これらも利用できる素材と考えます。また、紀の川市の農業特産物をイメージした「ぷるぷる娘」の活用、さらに使用权の交渉協議が必要であります。全国的、また海外でも知名度をあげてきています「たま駅長」の利用等、現時点でもいろいろ考えるところでございます。

現在、使用しておりますナンバーは、合併時、調整したものであり、あと3カ年分程度の在庫がございますが、ご当地のユニークなナンバープレートが市内外で走ることになれば、市の広告塔として大きな効果が期待できるものと考えてございます。所管の部課と調整しながら、今後の研究課題と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 再質問ございますか。

5番 吉田隆三郎君。

○5番（吉田隆三郎君）（質問席） 御答弁いただいて、前向きに検討していただけたらと思います。市長自身はどのようにお考えか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

私はユニークな取り組みだと思いますので。考え方はいろいろあるんですけども、今、3年分ぐらいの在庫があるとおっしゃったけども、それはそれでいいんじゃないかと思えます。別にご当地プレートをつけても、選択すればいいわけですよ。今、導入されてる自治体が、部長がおっしゃったようにあるんですけども、複数でも何でもいいです。極端な話、何ほこしらえてもいいわけですよ。今、おっしゃったように旧町ごとに、旧那賀町では青洲をイメージするとか、粉河では粉河寺をイメージするとか、ご当地のことをやろうと思えばできるんですけども。合併してから、ばらばらの町のことをイメージして走ってええんかどうかということもあるし。紀の川市ひとつにしたイメージキャラクターをやるか、「ぶるぶる娘」にするとか。それは我々と職員も一緒になって、また市民も巻き込んで考えるのが、ユニークな取り組みになろうかと思えますんで。導入されてる自治体もあるんですけども、まだまだほかの県も少ないですから、ないところもあるぐらいですから、先駆けて話題性づくりで私は提案してるんですけども、市長はどのように考えられているか、最後の御答弁でお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 県内でははじめて、他府県では取り組まれてると。ユニークな発想であり、市のPRにつながる一つのいい提案ではないかなと感じております。

ただ、3年分在庫があるとか、数をたくさんつくることによっての制作費等々、また先ほど吉田議員が言われました粉河なら粉河寺、那賀なら青洲の里、打田なら国分寺、ハングライダーとかいろいろあると思いますが、そんなに幾つもつくって3,000、5,000の製品をとということになれば、非常に値段的に高くつくのではないとか、もうちょっと勉強させていただいて、また議会の皆さん方とも相談させていただきながら、前向きに検討していくということで御理解をいただけたらなと思います。いい発想ではないかなと思っておりますので、御理解をいただきたいなと思います。

○議長（西川泰弘君） 以上で、吉田隆三郎君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会し、あす27日午前9時30分から再開したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長(西川泰弘君) 異議なしと認めます。

したがって本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さんでした。

(延会 午後 3時01分)